

年十四治明... 著揚行島亦

信 通

繪入正教大意

再
版

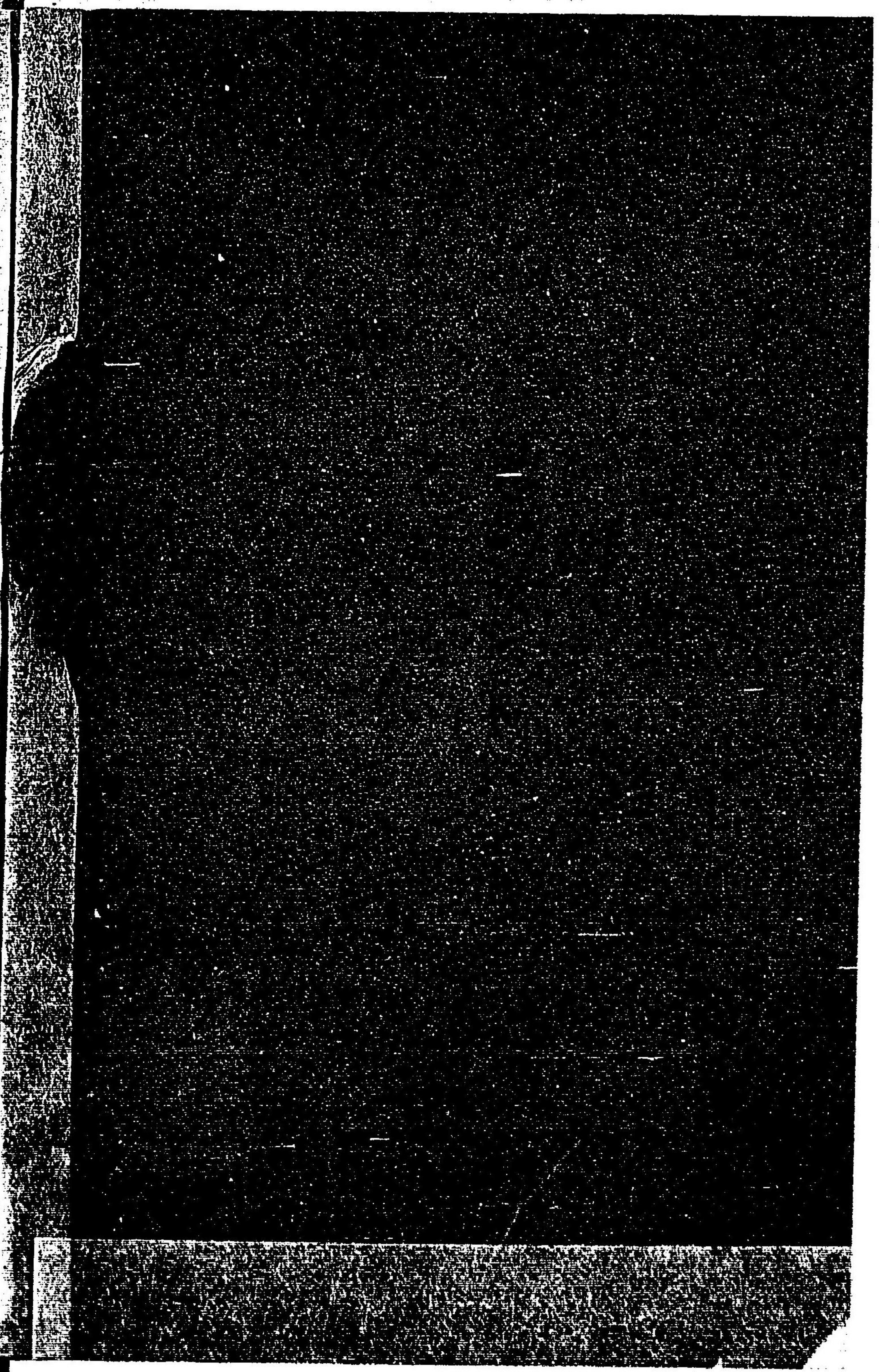
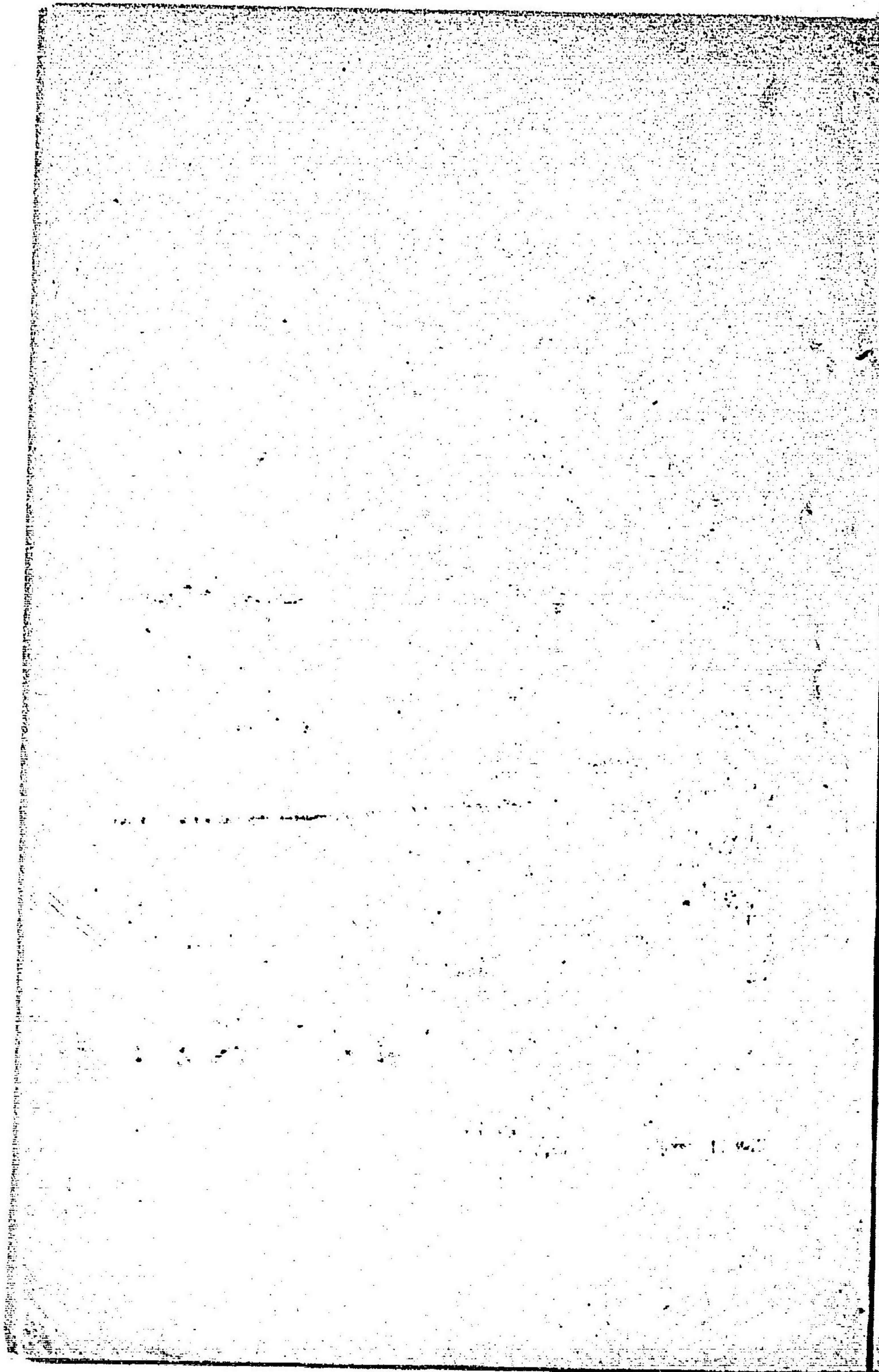
增
訂

252

862

編 後

行刊所輯編會本教正

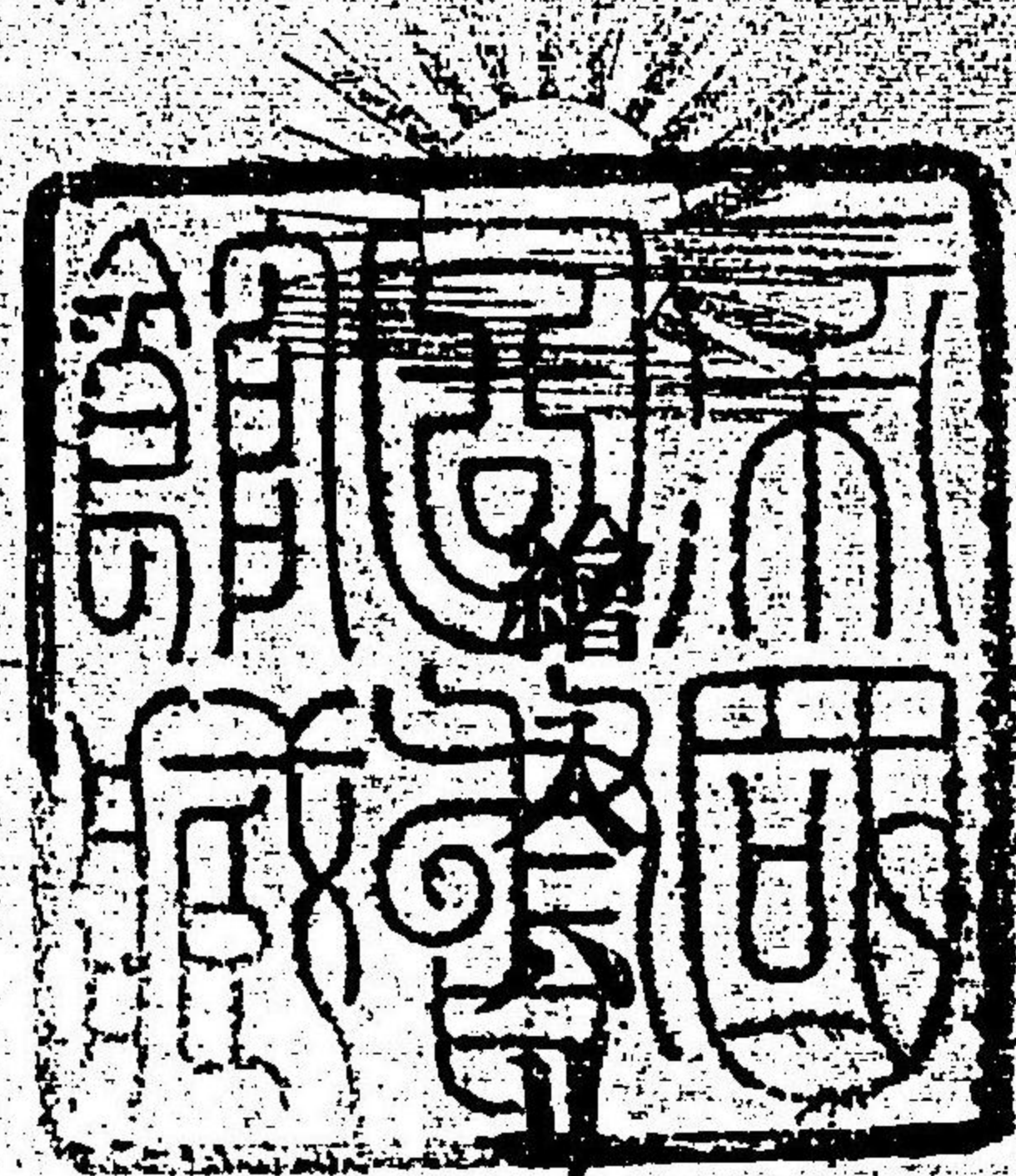


特 18
694

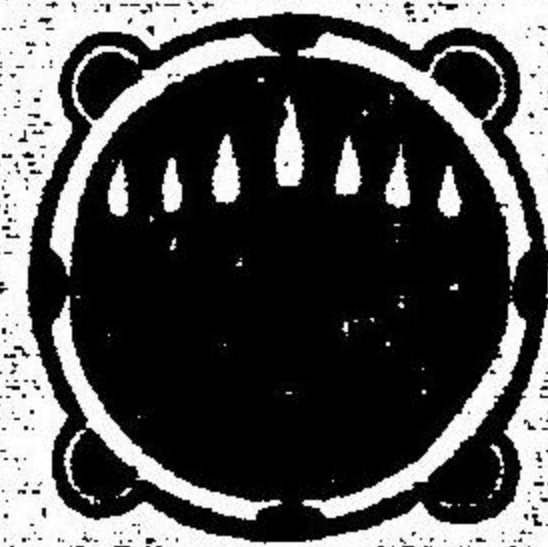
イサイヤ 水島行楊 著述

後編

善行の教



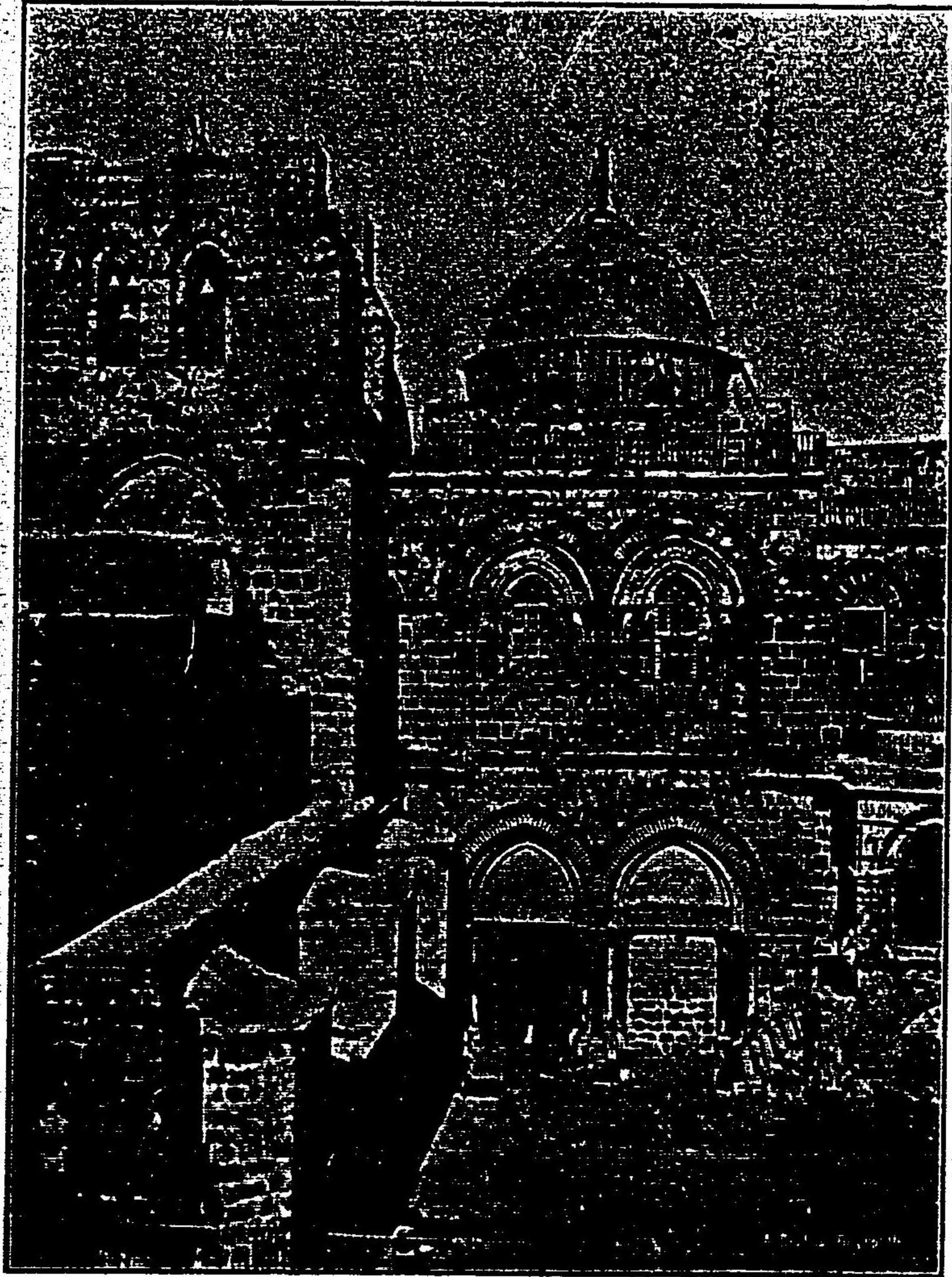
ストス正教 大意



明治四十年四月 増訂再版

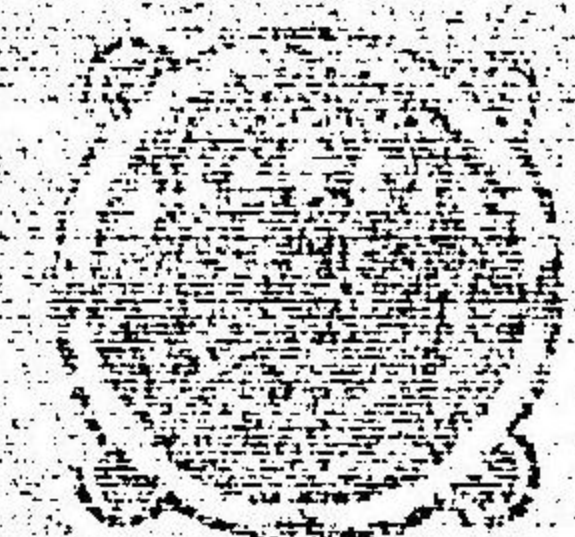
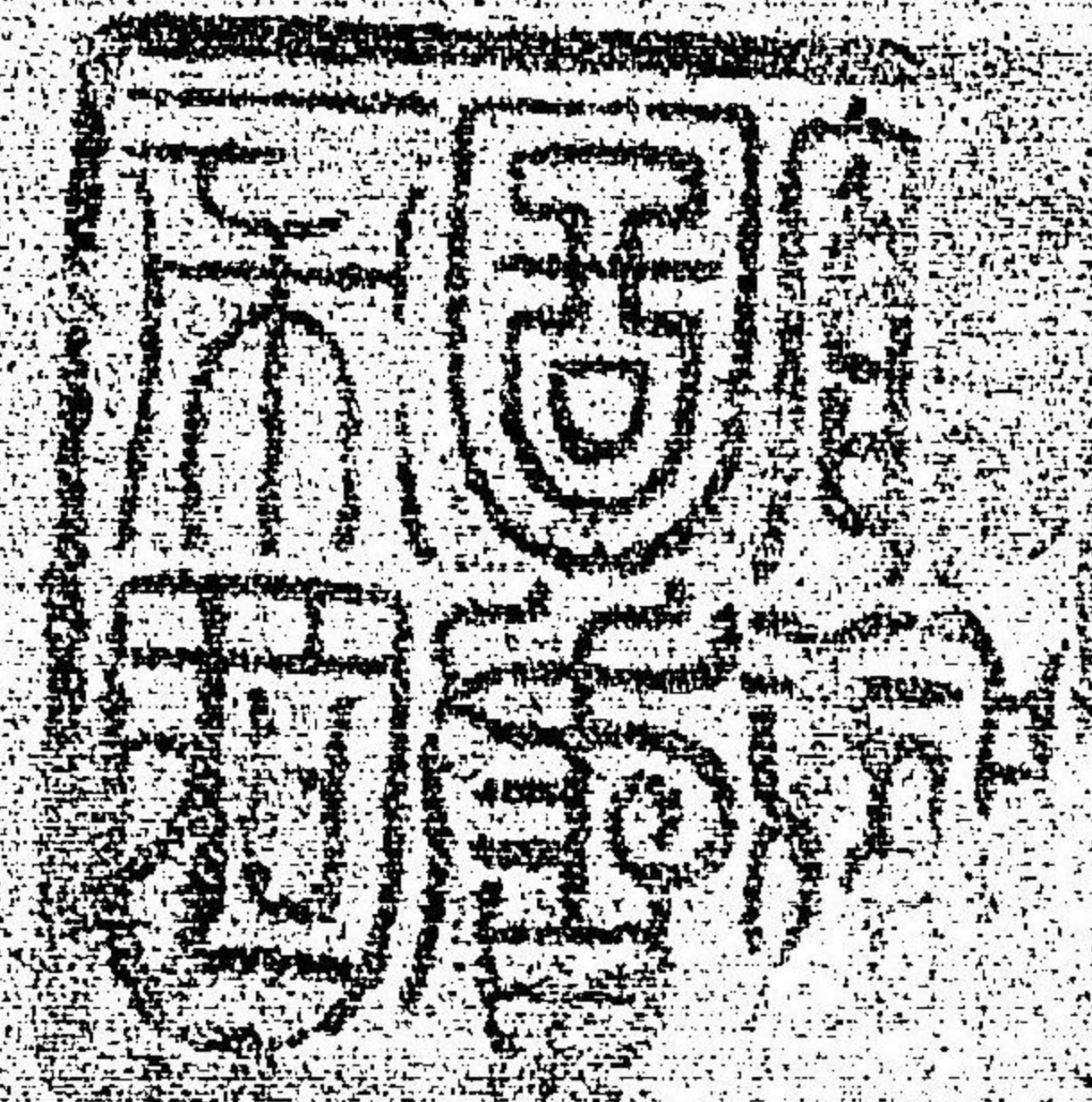
大日本 正教本會編輯所

40 5 8
内交




聖城のハリストス復活本聖堂

31 冊
480



後編再版緒言


 第三版の再版には、又前編の時の如く、多少の増訂を施した。前編第三版の緒言に「而して本書は前後兩編共に教ひを専ら者の入門として云々」以下、忠實に初めから順に看て讀むたい云々の終りまで、無論此後編にも適用する注意の言である。念の爲申しておくが、本書には、精進の分る人、若くは文章を讀んで一應理解する能力のある人に、正教の編修用、及び在教者の参考用として作したのである。けれども、之を或家庭若くは幼児學校の教科用としても用ひられないことはない。若し其場合には教師の取捨と配慮の必要である。教科書であるからとて、漫然と兒童に其全文を讀ませて尋常的に暗誦させる様な仕方は編者の本意でない。教師は只、此中の大意を取て、對手に必要の部分だけを讀みれば宜しい。抑前編の刊行後、我が親愛なる同業者諸君と、其他の兄弟等、いも續りに後編の出来を要求せられたに因り、此編は夜を日に繼いで大急ぎで完成を企てたのである。多少の不完全は免れない。傳し此言はなるべく無味乾燥を避けてなまなく方今の實用に適用する様に慮つたつもりである。又組織にも明瞭な趣向を出したと信する。即ち説明の便宜上、善行を五條に分けたと、其次に掲ぐる通りである。且つ挿畫は大に警發して、多く新製のものを用ひ、尤も前版のなを略した所もあるが、又新奇なものもある。之を要するに上帝の恩寵に依り、尊愛なる諸父兄の御靈力に依り、我が同胞諸君が速かに斯の教ひの道に進まれんことを願ふの餘り、随分局外者の夢想だせられない難儀なも忍んで作した。此編であれば、多少の不完全は、使用

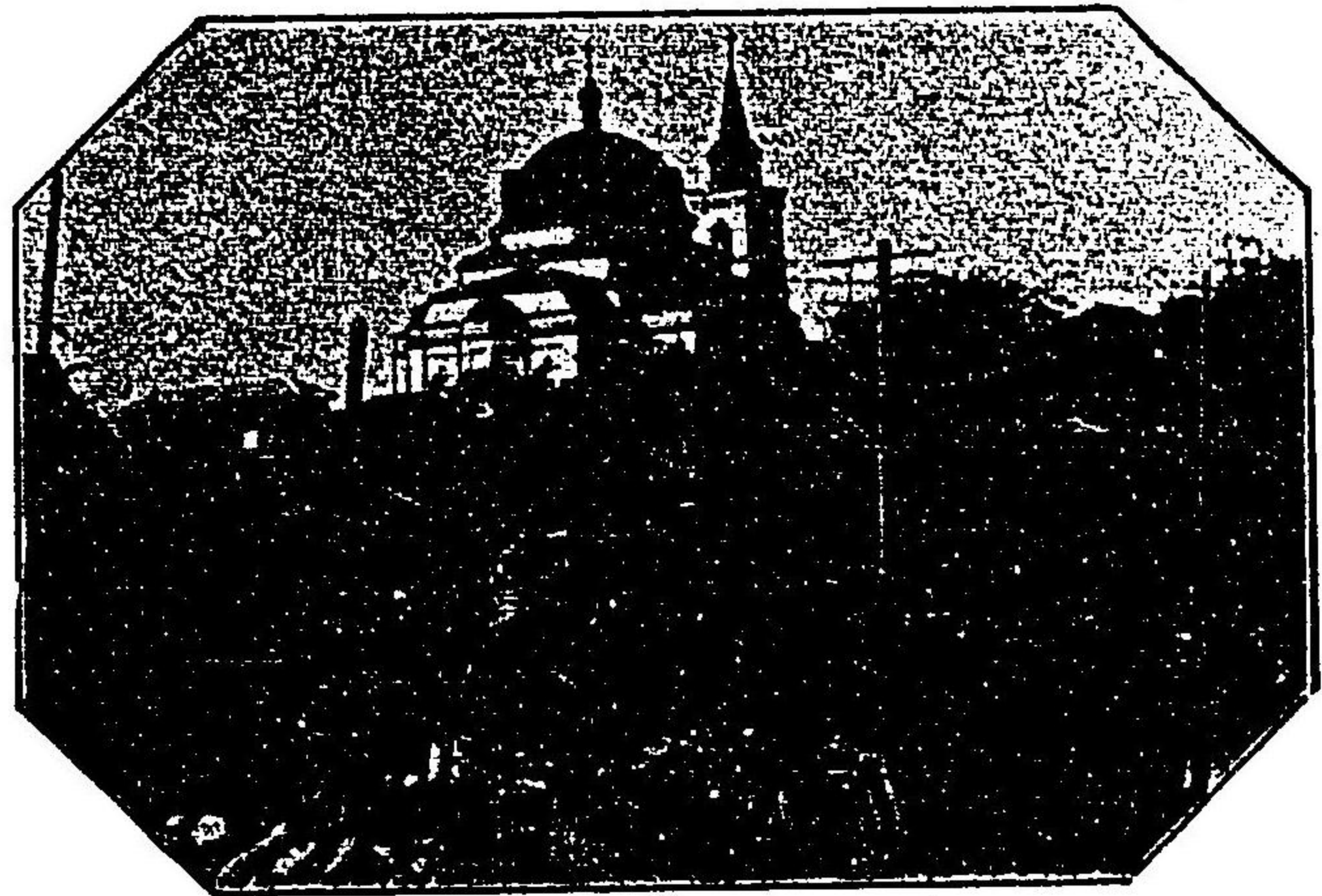
者読者に於ても之を忍ばれて、其賢明なる智慮を以て之を有益の方面に用ひられんとを編者は切に祈る者である。

挿入中一見明瞭なる者は、別に之を説明せず、又特に餘白を満たすに過ぎない小書は、無論之を説明するに及ばない。されども、存客に於て致す之を問ふ者に對しては、教師及び讀者は之が説明の勢に當らるゝと信ずる。尤も大抵は本文に必要な點は、文中に説明しておいたつもりである。但此前の口輪、本文結論の前、其他に掲ぐる本聖堂内外の圖の如きは、單に「バリストス教會」なる者を有形に表はした一例として掲ぐるに過ぎない者で、教會なる者が曾に無きはかりでなく、乃至有形にも必要などいふ眞理は、前後の文中自ら明白であれば、其れでよいとして、別に本聖堂の構造などの事は、本冊子の目的以外である。つら致して此篇には、説明に及ばなかつた。

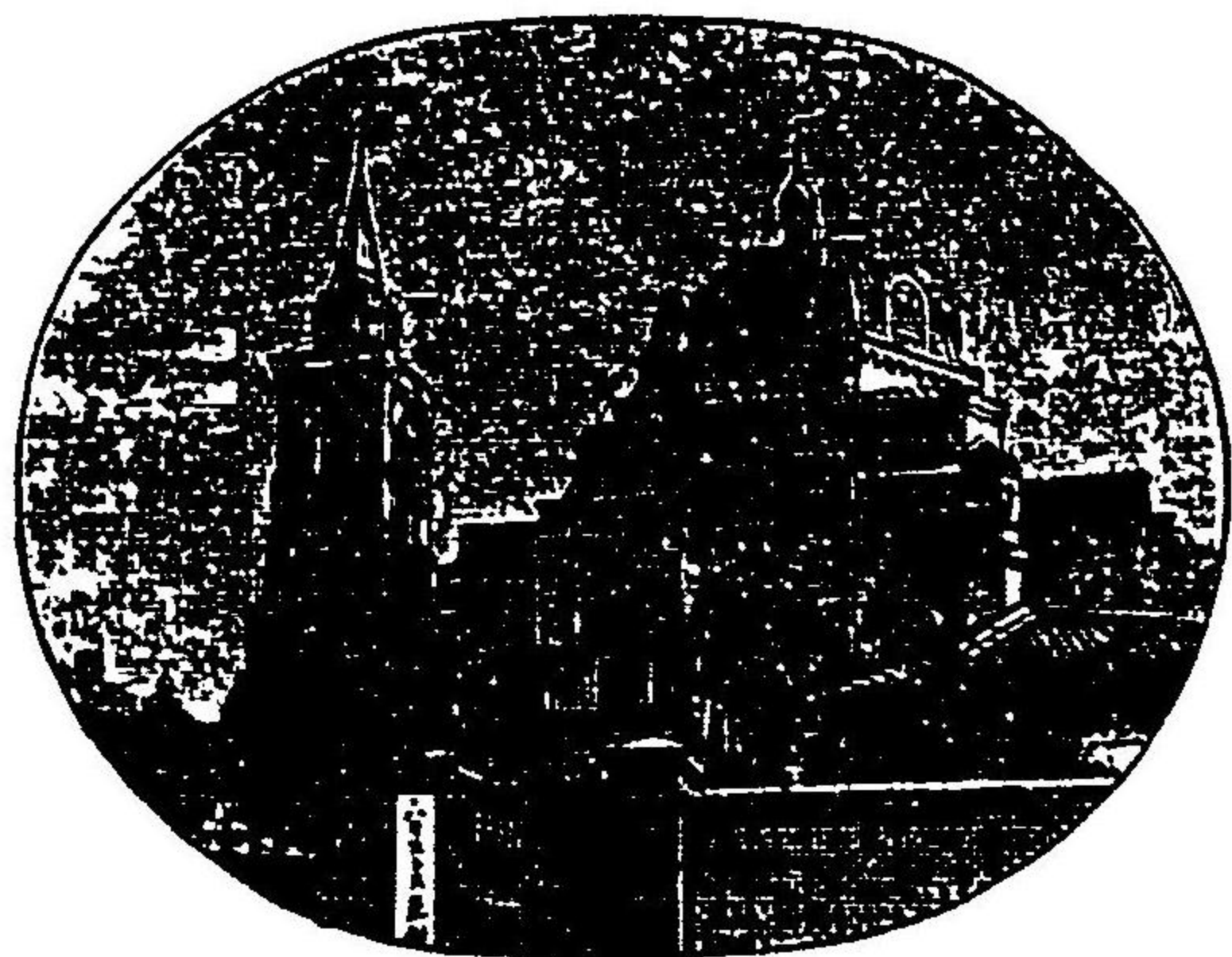
も一區注意する。人々の中には、漫然と書籍を左の手に持て、右の手でペラペラと逆に向けて看る癖が多いが、是は代數幾何を先に學ばうとして、平算を後にし、數字を最後に見る様な者、又小學校で日本の歴史を一番にして、段々と順序を立てゝある者を故らに大洋洲を一番に見て、日本を最後にする様な顛倒である。其れより、右の手に持て、左の手で開けるなら「ペラペラ」と見ても順に看られる。此段特に諸君の御注意を仰ぐ。

明治四十年二月二十日

編者 謹識



堂聖本の會教正本日



む望りよ方南上全

入 ハリストス 正教 大意 後編

目次

| | |
|---------------------|-----|
| 緒論。信仰に伴ふて善行の必要なること。 | 頁數 |
| 木論。善行の教——正教の倫理について。 | 十一 |
| 〔第一章〕上帝に對する善行。 | 十九 |
| 第一回、上帝に於ける熱愛と認知。 | 二十五 |
| 第二回、上帝に對する節操。 | 三十一 |
| 第三回、主の名についての戒慎。 | 三十七 |
| 第四回、安息と勤勞。 | 四十一 |
| 〔第二章〕隣に對する善行。 | 四十七 |
| 第一回、孝行と忠義。 | 五十 |

第二回、隣(とまり)の生命(いのち)と安寧(やすみ)の保護(ぼご)……………五十九

第三回、姦淫(かんいん)猥褻(わいせつ)の戒慎(かいしん)、及び貞潔(せいけつ)のこと……………六十五

第四回、隣(とまり)の財産(ざいざん)を侵(をか)さぬこと、并(なら)び清廉(せいれん)と慈善(じぜん)……………七十一

第五回、偽言(いつはり)の戒慎(かいしん)、及び眞實(まこと)と善言(ぜんげん)の勸(すす)め……………七十四

第六回、隣(とまり)の所有(しよいう)に對(たい)する慾望(よくぼう)の禁止(きんし)、及び自(じ)分(ぶん)に足(た)るを知(し)ること……………七十七

〔第三章〕 上帝(かみ)と隣(とまり)に對(たい)する善行(ぜんこう)……………八十一

— 第一段、天(てん)の父(ちち)と地(ち)の同胞(どうぱう)……………八十五

— 第二段、父(ちち)に對(たい)し、隣(とまり)に對(たい)するの願(ねが)ひ……………八十七

— 第一回、人(ひと)人(ひと)の間(ま)に、上帝(かみ)を光榮(こうえい)すること……………九十

— 第二回、上帝(かみ)國(くに)の來臨(らいりん)を願(ねが)ふこと……………九十三

— 第三回、絶對(ぜつたい)的(てき)服從(ふくじゆう)……………九十七

— 第四回、地上(ちじやう)生活(せいかつ)の必要物(ひつやぶつ)と天(てん)より(よ)の糧(かて)……………九十七

第五回、罪赦(つみのゆるし)の願(ねが)ひ、及び友愛(ゆうあい)と寛容(かんよう)……………百三

第六回、陷罪(かんざい)の豫防(よぼう)……………百七

第七回、隣(とまり)を敵(てき)として(は)ならぬ……………百十一

— 第二段、讚(さん)榮(えい)……………百十三

〔第四章〕 上帝(かみ)と隣(とまり)と自(じ)分(ぶん)に對(たい)する善行(ぜんこう)……………百十五

— 第一回、自(じ)分(ぶん)に皆無(かたじけなく)を認(ま)むること、— 憐(れん)の貧(ひん)……………百二十

— 第二回、自(じ)分(ぶん)を罪人(ざいじん)と知(し)ること、— 涕泣(たききつ)……………百廿三

— 第三回、自(じ)ら抑損(よくせん)すること、— 溫柔(わんじゆう)……………百廿五

— 第四回、自(じ)分(ぶん)の靈魂(たましい)に義(ぎ)を渴望(かつぼう)すること……………百廿七

— 第五回、矜恤(けいしつ)……………百廿一

— 第六回、心(こころ)を清(きよ)く有(あ)つこと……………百廿六

— 第七回、和(わ)平(へい)を行(な)ふこと……………百廿九

第八回、已を捨つると、及び義の爲に致命。……………百四十一

第九回、忍耐のと、及びハリストスの爲に致命。……………百四十五

〔第五章〕教會に對する善行。……………百四十九

教會の誠命九ヶ條。……………百五十一

註論。神學上の三徳、

信、望、愛、について。……………百五十七

以上。



殿聖主世救ストスリハのワクスモ

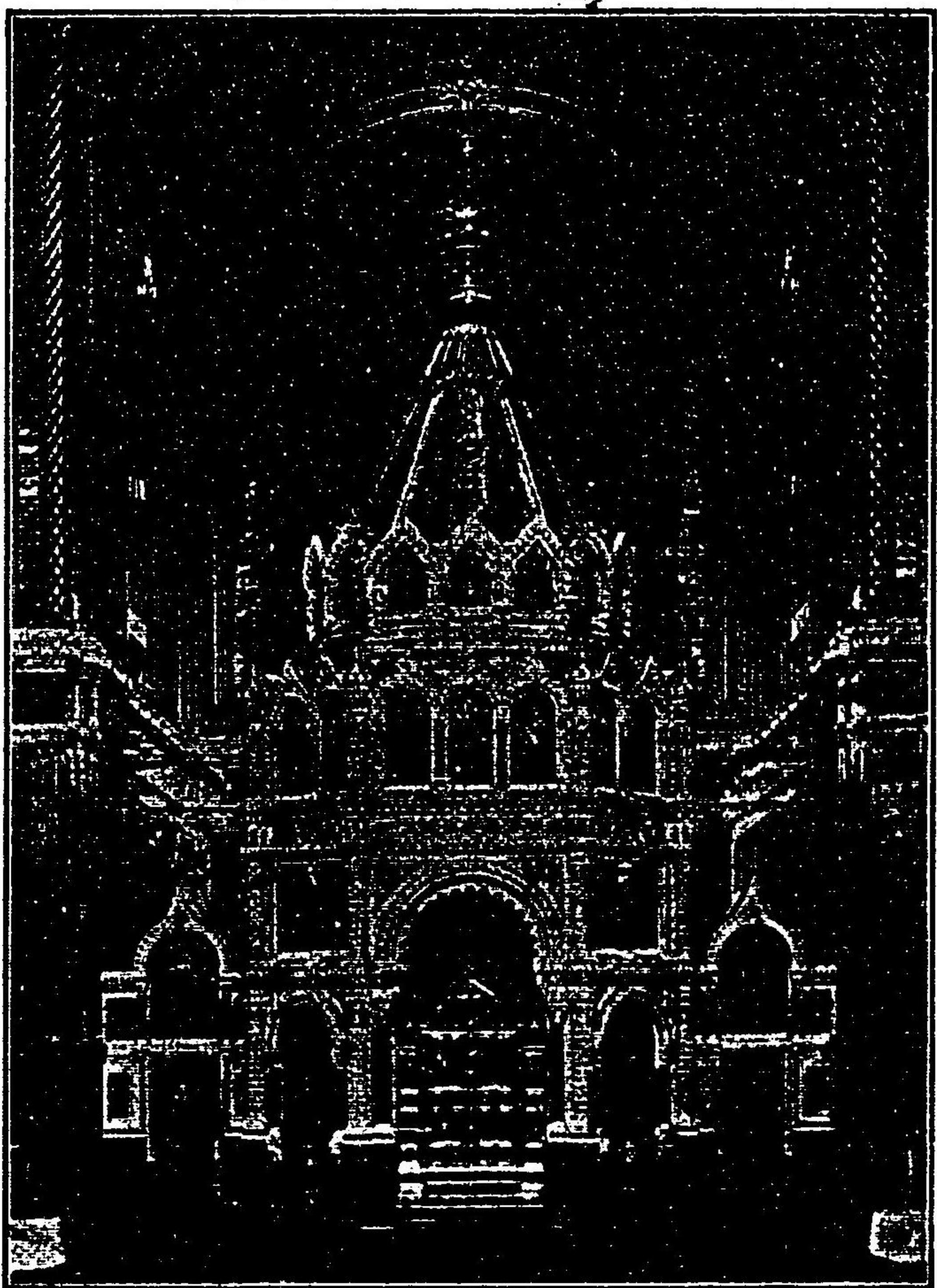
挿畫 目次

イエルサリムの復活本聖堂……………扉の前
 モスクワのハリストス救世主聖殿……………九の前
 全主堂のイコノスタツ……………十一の前
 モイセイが水より救はる……………十八、
 大預言者モイセイ……………十九の前
 エムマウスの晩餐……………二十四、
 いましめの主とはじめの人……………二十六、
 ハリストス救世主の聖像……………三十一の前
 ソロモンの拜偶像……………三十二、
 イエツファイと其女……………三十八、
 復活の日……………四十一の前
 主の安息……………四十三、
 慈悲のサマリヤ人……………四十七の前
 ダビドと陣營のサウル……………五十三の前
 カインとアベリ……………五十九の前
 ロトの避難(ソドムの罰)……………六十七、
 サムプソンの捕はれ……………七十、
 宮人とラザリ……………七十一の前
 イリオドルの罰……………七十三、
 アハツ王の末路……………七十八、

さつぎの新橋……………八十一の前
 アンナの黙禱……………八十三、
 太妃聖サリガ……………八十七の前
 聖ノイの遺舟……………九十六、
 杜松樹下の預言者イリヤ……………百一、
 一万タラントの債……………百五、
 四旬の山……………百七の前
 紅海に於けるイスラエリ民……………百十一の前
 山上の説教……………百十五の前
 蕩子の歸り……………百二十四、
 矜愍者フィラレト……………百三十一の前
 聖大授洗イオアンの首……………百四十一の前
 初致命者聖ステファン……………百四十五の前
 モスクワの生神女殿本聖堂……………百四十九の前
 全上内景……………百五十七の前
 痛悔機密……………百五十四、
 聖ニコライ、聖金口、聖大ワシリイ、神學者グロゴリイ、
 其他……………百六十三の前
 新なるイエルサリム……………百七十二の次
 (其他小畫目次は畧之)

我^{ワレ}ハ、萬有^{マンユウ}ニ生命^{セイメイ}ヲ施^セス上帝^{カミ}ノ前^{マエ}、及^オビボンテイイ
 ラト^{ラト}ニ對^{タイ}シテ善^{ヨキ}キ承認^{ウケト}ヲ證^シセシハリストス イイススノ前^{マエ}
 ニ於^オテ爾^{ナン}ニ命^{メイ}ズ、玷^{ケガ}レナク、責^セムベキナク、我^{ワレ}ヲノ主^{ヌシ}イ
 イススハリストスノ現^アレヨ至^ツルマデ誠^{マコト}ヲ守^{マモ}ランコトヲ。

(テイモフエイ前書六ノ十三、十四)



障聖の堂主殿聖主世救ストスリハ

繪入ハリストス正教大意 後編



ニンには 信仰に伴ふて 善行の

アニンたる者は、只信仰ばかりでは足りません。眞の信仰には、必ずこれに伴ふて善行が無くてはならぬ筈です。此とは、主イエスキリストの「凡そ我に主よ」と言ふ者は、必ずしも天國に入るに非ず、唯天に在す我が父の旨を行ふ者は「入らん」といふお言をはじめとして、(マテフエイ) 聖使徒パウルの「上帝を信す

る者は、務めて善行を行はん爲なり、此は美にして人に益あり」といふ言にあら
かであります。(一) (二) (三)

抑善行とは何であるかと申すに、前述ハリストスのお言に依れば、上帝(父)の
旨を行ふと即ち上帝の法に合ふ所の行爲であります。上帝の法は、我らの行爲
の規則で之に従ふと否とに因て、受造物の善と悪とが分れるのです。

若し我らは

道理の上で上帝を信するといふだけのことで、其上帝の旨に合ふ
べき行ひがなかつたならば、それはとても活きた信仰ではありません、即ち死ん
だ信仰であります。死んだ信仰では、我らを永遠の生命にみちびくとはできませ
ん。聖使徒イアコフは、このことを明して「我が兄弟よ、若し人が、自ら信仰ありと
いひて行ひなくば、何の益かあらん、信仰がよく彼を救ふか。……蓋し靈魂なき
身體の死せる者なるが如く、斯く行ひなき信仰も亦死せる者なり」と申して居
ます。(イアコフ二の十四……) (廿六までにつまびら)

此通り善行は、

至つて大切なものです、けれどもまた或不信者の謂ふとほり
「善行のへあればよい、上帝を信することとは不要」などと、いふのは、以ての外の
心得違です。どうでも我ら人間の性は、罪といふ魔物のために傷められてをる。
何人も道徳上決して完全な者ではありません。そこで人間は、上帝を信するに因
て聖神の依けをうけて、はじめに眞の善行をなすことができるのです。彼の大恩
ある上帝をも信せずして生意氣なとをいふてをる者が、どうして眞の善行が
できるものですか。彼らの善行は、只人の前には、リッばに見えるか知れませんが、
人の腸の底まで見透す上帝の前には、如何見えるか、こゝが一つ慢心を去て深
く考へて見るべきところですよ。この場合に於て我らは、もつとも救ひの事を忘
れてはなりません、而して聖書には「汝らは、恩寵を以て信仰に由りて救はれたり、
是れ汝らに由るに非ず、上帝の賜なり」と訓へてあります。(二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (百)

價値のあるのは、眞のハリストスアメンは、主イエス、ハリストスの活ける肢となつて、萬事上帝の愛のために行ふからであります。愛の上帝の至愛の子なるイエス、ハリストスのお言に「我が誠を有して之を守る者は、是れ我を愛する者なり。我を愛する者は、我が父に愛せられた、我も彼を愛し、且つ己れを彼に顯はさん……」と仰せられてあります。(イオアン福音十四の廿二)。

斯く善行は、大切な愛の爲に、もつとも大切なものであれば、本編には主として善行の事をしらべて見まじやう。而してハリストス教の倫理に因る。善行は、もとよりたくさんあることですが、今大別して五つ、すなはち「第一」上帝に對する善行、「第二」隣に對する善行、「第三」上帝と隣に對する善行、「第四」上帝と隣と自分に對する善行、「第五」教會に對する善行、先づこのような順序でお話し申しまじやう。しかし斯く別けたものの、元來悉くの善行は、互に相聯絡するもので、實際に於て往々其區別の立たない場合も少からぬとしますが、右は、只

しらべの便利のためにこのような區別を立てたものと思へばよろしうござります。

聖福音經に、

「イエス、之に謂へり、汝は心を盡し、愛を盡し、意を盡して主汝の上帝を愛せよ、此れ誠の第一にして大なる者なり。第二は是に同じき者、即ち汝の隣を愛すること己の如くせよ。斯の二つの誠には、悉くの律法と預言者と繋れり」と。(イオアン福音廿二の廿七、廿九)

又聖使徒の公書に、

「全律法を守りて其一を犯す者は、全律法を犯すなり。蓋し養育する母れと言ひし者は、亦殺す母れと言へり。然らば汝は淫せすと雖も殺すことあらば、亦律法を犯す者と爲るなり」といふてあります。(ロマの十三の二) 斯の通り上帝の誠命は、密接に相關係してござります。故に上帝に對して善を

作すには、乃ち人に対して善を作すべく、人に對して善なるには、又自分に對して善でなくてはなりません。只自分だけ善ければ善いといふ流儀で、人の善を顧みなければ、とても上帝に悦ばるゝことができないのみならず、人にも排斥されます。又人ばかり善行をなしたからとて、上帝に對して一向敬虔の徳がなかつたならば、是亦救ひのために甚だ心配であります。なせなれば彼らは、皆一つの愛を以てつながつてをるべきものであるからです。

そこで悉くの善行は、決して其幾分かを截り離して人間の勝手によい所だけを取るといふことができない通り、又この善行は決して信仰の土臺から截り離さるべきものでありません。このことは、もはや前に申述べましたけれども、至つて大切なことでありますから、我らは茲に善行の教を述ぶるについて、その信仰との關係を忘れないために、今一應聖書から左のお言を掲げまじやう。

「至愛の者よ、汝らは己れを汝らの至聖なる信仰に建て、聖神に藉りて祈り、己れを上帝の愛に守りて、我らの主イエスマスハリストスより永遠の生命を得せしむる慈憐を俟て。」(イコリニ)

此通り我らハリステアニンは永遠の生命を求むる爲には「至聖なる信仰」に建たなければなりません。尋常の信仰ではいけない、上帝の前に至聖なる信仰、即ち汚れなく玷なく、いと淨き信仰でなくてはならぬのです。此様な善美な信仰は上帝の立て、下さつた定理を善くしらべ、疑ひなく之を心に入れて、「聖神に藉りて『祈る』」に依て、愈々固められ、乃ち善行に續く者であります。それからこゝに己れを上帝の愛に守る」とは、上帝の誠を守ると即ち善行をなすことです。此通り人は信仰の土臺に建つて、甫めて善行をなすことが出来るのであります。

世界の律法家、大預言者

モイセイが赤兒の時は、此様な事が有たのです。

信仰に由てモイセイは、生れし後、三月間其父母に匿されたり、蓋し彼らは、子の美はしきを見て王の命を畏れざりき。信仰に由てモイセイは、長ずるに及びて、メラオンの女の子と稱へらるゝを辭みて、暫時の罪惡の樂みを享けんよりは、寧ろ上帝の民と共に苦まんことを願ひ、ヘリストスに緣る誹りをエギペトの寶よりも更に大なる富なりと意へり」(エウレイト一の廿三から廿六まで)。



モイセイが水に救はるる



大預言者モセイイ

本論——善行の教——正教の倫理について。

我ら人間が善いことと悪いことの判断は、そも何に依てつけるかと申すに
 これは内外二通り有て、内部の法は、自分の生れながら備へられてをる
 良心、外部の法は、上帝の特別にお授けになつた誠命、即ち十誡其他聖書と教
 會に見えてをる教規に依て下さります。

此内部の法とは、聖書に異教人のとをいふて「彼らは律法の工が其心に銘
 されたるを彰はす、此れ彼らの良心、及び互に貶め或は褒むる思慮の證する所
 なり」といふてあります。(ロマ二)斯く内心の法があるのに、其上に外部の法を授
 けられたのは、どういふわけかと申すに、それは人間がだんく罪の勢力に壓付

られ肉の方が激しくなつてなかく、良心の聲ぐらゐではさかぬ ようになつたからであります。甚しきは、自分の良心が昏んで、善悪を取違へるといふような飛でもないともあります。主イエス、ハリストスの預言に「人は汝らを會堂より逐はん、且つ凡そ汝らを殺す者は、此を以て上帝に奉事すと意ふ時至らん」と仰せられてあるのは、(イオアン福音) 而して世の中の實際に果して、そういふことが有つたのは、即ち人間の良心ばかりが、あてにならぬといふ著しい實例ではありませんか。今も現に上帝を罵詈し、ハリステアニンを憎むのを以て自分は、あつばれ、忠君愛國家と氣取てをる人もある。内心の法が、斯くも弱り狂ふて來たところに、若も特別に外部からの法、即ち上帝の誠命を以てたゞさるゝとが、なかつたならば、人間界は、まるで暗です。そこで、神靈上の光なる愛の上帝は、人人を暗から光の國に導くために、特別の誠命をおさづけになつたのであります。

而してこのもつとも輝く誠命、即ち全世界道德の基礎たり倫理の根本たる上

帝の十誠は、何時何處で、人間にお授けになつたものかと申すに、それは、昔イスラエリ民がエギプトの奴隸から助出されて幸福の約地に行く途中、上帝の大能力に依つてアラビヤのシナイ山で聖大預言者モイセイを以て彼ら公衆にお授けになつたのです。モイセイはイスラエリ民の首長で、即ち彼らを率いて出た大元帥であります。此誠命は、二つの石板に、しるされ、其一つには上帝に對する四ヶ條、も一つには隣に對する六ヶ條であります。左に其全文を掲げまじやう。

上帝の十誠

即ち其一は、

一 我は主汝の上帝なり、我の外に他のものを以て汝の上帝となす母れ。

- 二 偶像と、凡そ上は天に、下は地に、地の下、水の中に在る物の何らの形をも造る母れ、之に拜み事ふる母れ。
- 三 主汝の上帝の名を妄りに唱ふる母れ、蓋し妄りに其名を唱ふる者は、主が之を罪なしとなさざればなり。
- 四 スポタ(安息)の日を記憶して聖となせ、六日の間は、勤勞て汝の諸工業をなすべし、惟第七日は、主汝の上帝のスポタ(安息)なり。

- 其二は、
- 五 汝の父母に孝敬せよ、主汝の上帝が汝に賜ふ所の地に於て、汝の壽きを享けん。

- 六 人を殺す母れ。
- 七 姦淫する母れ。
- 八 盗む母れ。
- 九 隣に偽證する母れ。
- 十 隣の妻女を欲望する母れ。又隣の家屋地所と僕婢、牛驢と凡、隣の所有物を欲望する母れ。

(以上十誡の本文は、「エキメト」を出る記「廿の一」から十七までと、其他につまびらんであります。)

我らが主上帝を萬事萬物の上に愛するとは、萬善の本でありますから、我らは今ハリストス教の道德を述ぶるに付て、この聖なる誠命の精神に基き、左にその第一からお話をはじめましょう。(但二十五頁から)。



エムマスの晩餐

「席座せる時、彼れ(主イ、ス、ハリストス)は、パンを取りて祝ふし、撃て彼らに與へたり。其時二人は目啓けて、彼を識れり、而して彼は忽ち見えずなりき。彼らは互に言へり、途中彼が我らと語り、且つ我らに聖書を解明せし時、我らの心は我が裏に燃えしに非ずや」と。即時に起ちてイエルサリムに歸り、十一門徒らに遇へり。而して……彼らに識られしとを述べたり。」(ルカ廿四の)(此挿畫に付ては尙次の廿七頁を看よ。)

「第一章」 上帝に對する 善行。

第一回、上帝に於ける熱愛と認知。

「我は汝の主上帝なり、我の外他のものを以て汝の上帝となす母れ。」

(十誡の第一條)

「**眞**なる 唯一の上帝は、我ら人間のために 獨一の 主たり 造物主たり 救世主たる 大恩者であります。今一國の 皇帝は、其悉くの 臣民に 〇〇〇〇のりを くだして 只其御身御一人にだけ 忠義をつくさせる 權利があります。其通り、天地の主たる 上帝は、其一切の 受造物に 向つて 只獨り 彼にだけ 光榮を 歸せしむる 權利があるのは、甚だ 明かな 眞理です。否、これは 受造物 其者の 爲に 甚だ しばせな 次第です。なせなれば 母が 其兒に 話して『余は 汝前の 親である、お前と 余の間は、たれも



邪魔をする事はできない」といふやうに、上帝は誠命の第一を以て我らに「余は汝の主上帝である、余と汝の間は、たれも邪魔を容れてはならぬ」と仰せらるゝ熱愛を顯はし給ふのであるからです。昔アダム、エワが上帝から造られてまだ罪を犯さぬ前は、上帝との間が實に此通り暖き愛を満ちて深き樂みの境に在たのでしたが、惜しいには、幾くもなくはじめの人は、自分の我儘に因て悪魔の誘ひに任せ、かのいと親しき間に罪といふ忌ましい邪魔物を容れました。

そこで我らは、大に奮發してこの邪魔物を退治し、ありがたき上帝の熱愛に居ることをつとめなければ

ばならぬ。それには先づ上帝を認知することが急務です。即ち我らはでくるたけ深く正しく上帝を認め上帝のを知るべきことです。主イエス・ハリストスのお言に「永遠の生命とは、即ち爾獨一の眞の上帝、及び爾が遣はし、イエス、ハリストスを知ると是なり」とあります。(イオアン福音) そも我らが上帝を知るといふ知識は如何なる學問でも如何なる天才でも、とても及ぶとのできない「一ばん高等な一ばん大切な知慧であります。このことをつとめるには、先づ聖堂若くは教會に詣つて説教を聴くと、内に在てもよく聖書と教の本を讀んだり上帝の話を聴くと等でありますが、もつとも上帝の助けをたのむことが肝心です。若くは神らは上帝救世主の恩寵に依て自分の知慧を開かれなかつたならば、いと高き上帝のとどころか自分のとさへ知ることができません。

此前の二十四頁に掲げた繪はハリストス救世主が復活の晩にエムマウスで其門徒二人の目を明けて二人に彼(即ち主上帝)を知らせ給ふた所です。其

後主は又十一人の門徒と其他の者に現はれて「彼らの知識を啓きて、聖書を悟らしめた」といふことが福音經に見えてをります。(マカサ四の(十五))「されば我らは常に祈禱してめぐみの上帝を尊み、其能力を恃んで、ますます彼の事を知り而してますます彼を愛するやうつとめなければなりません。



禱祈の人像

祈禱と表信と其他一切の敬虔は、(祈禱のとは尙後に第三章)此誠命に合ふ善行であります。であります、これに叛く罪は、かの生意氣な無神論、多神主義、異端、岐教、背教、妄信、妖術、上帝の仁慈に絶望、及び一切神靈の救に冷淡なることなどであります。彼の上帝よりも過ぎて甚しく受造物を愛し、若くはあまり甚しく人力を恃み過ぎ、終に善行を以て上帝によろこばるゝことをはからずして、徒らに詭譎を以て人をよろこばすことをはかる者なども、亦この誠命に觸るゝことを免れません。聖書に「我は今、人の心を得んと欲するか、上帝の心を得んと欲するか、抑人を悦ばしめんとを勉むるか、若し我は仍人を悦ばしめば、則ちハリストスの僕たらざらん」といふてあります。(ガラテヤ)

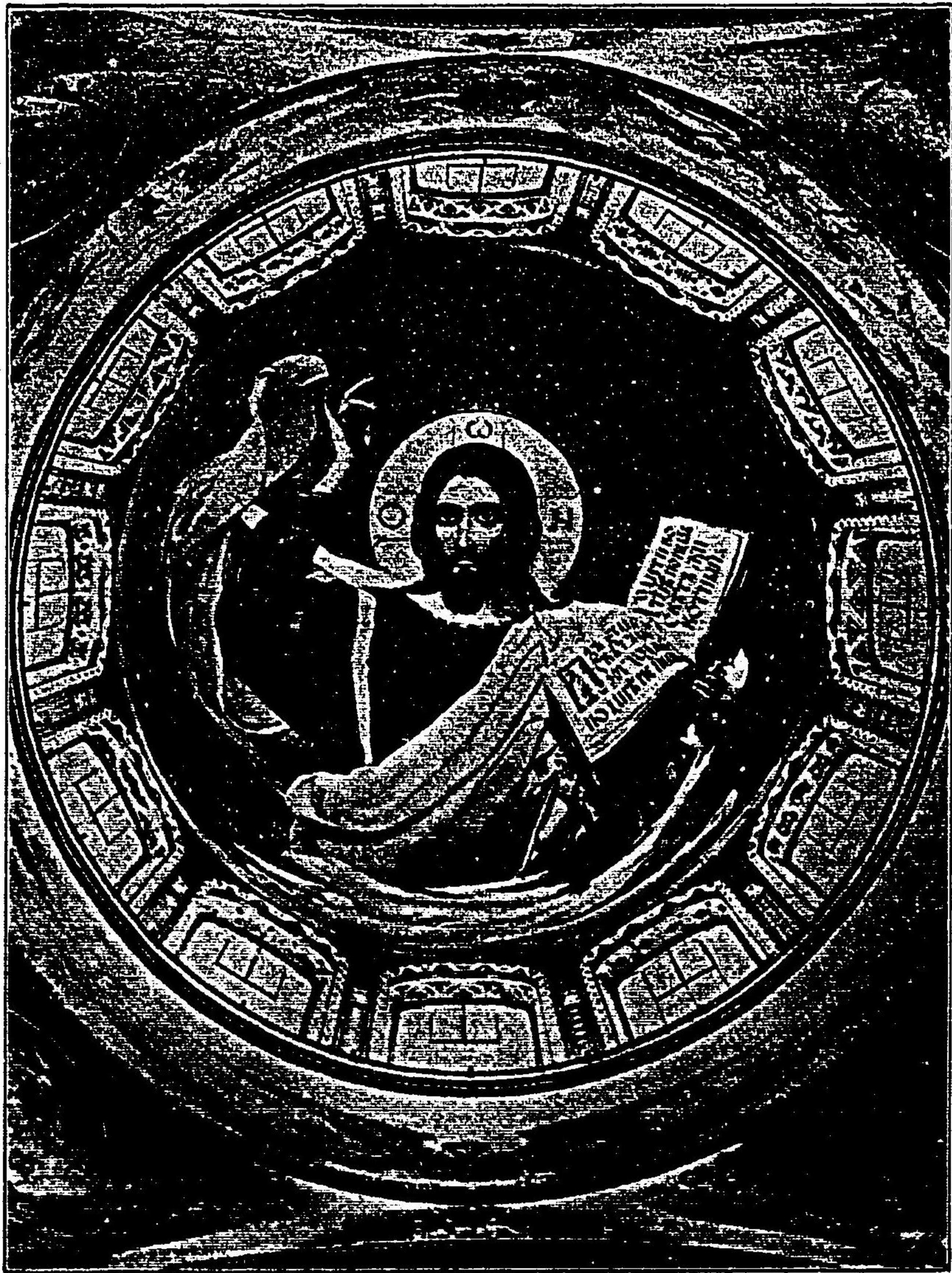
至聖なる上帝の母と聖なる天使と聖人らを崇め尊ぶのは、更に此誠命に背かないのみならず、却て上帝の旨に合ふ善行であります。なせなれば正教會が彼らを尊ぶのは、もちろん彼らを上帝としてでなく、即ち彼らの中にはたらく所

の上帝の恩寵を尊び、且つ彼らに依て上帝に我らの守護と祈禱をたのむが爲であるからです。(ルカ一の四十八、ロマ十五の卅、イオフ四)

續の頁八十二



イベカマとヤイレエ



ハリストス救世主

第二回、上帝に對する節操。

「偶像と凡そ上は天に、下は地に、地の下、水の中に在る物の何らの形をも造る母れ、之に拜み事ふる母れ。」

(十誡の二)

前のは、獨一の上帝ばかりを拜んでたゞひとりの主にはかり一心に事まつるべきことを諭したのですが、我らがこの一大義務を全うするためには、尙明かにいましむる所がなくはなりません。そこで今度は一禽獸昆蟲は勿論、人間でも如何な尊い者でも、之を上帝として拜む目的を以て其像を造つてはならぬ、月でも星でも太陽でも、其他何物でも一切上帝として事まつてはならぬ」といふことをくはしく教へられました。

次に掲げたのは、榮華の王ソロモンが、偶像信者の女中から誘ひをうけて、つ



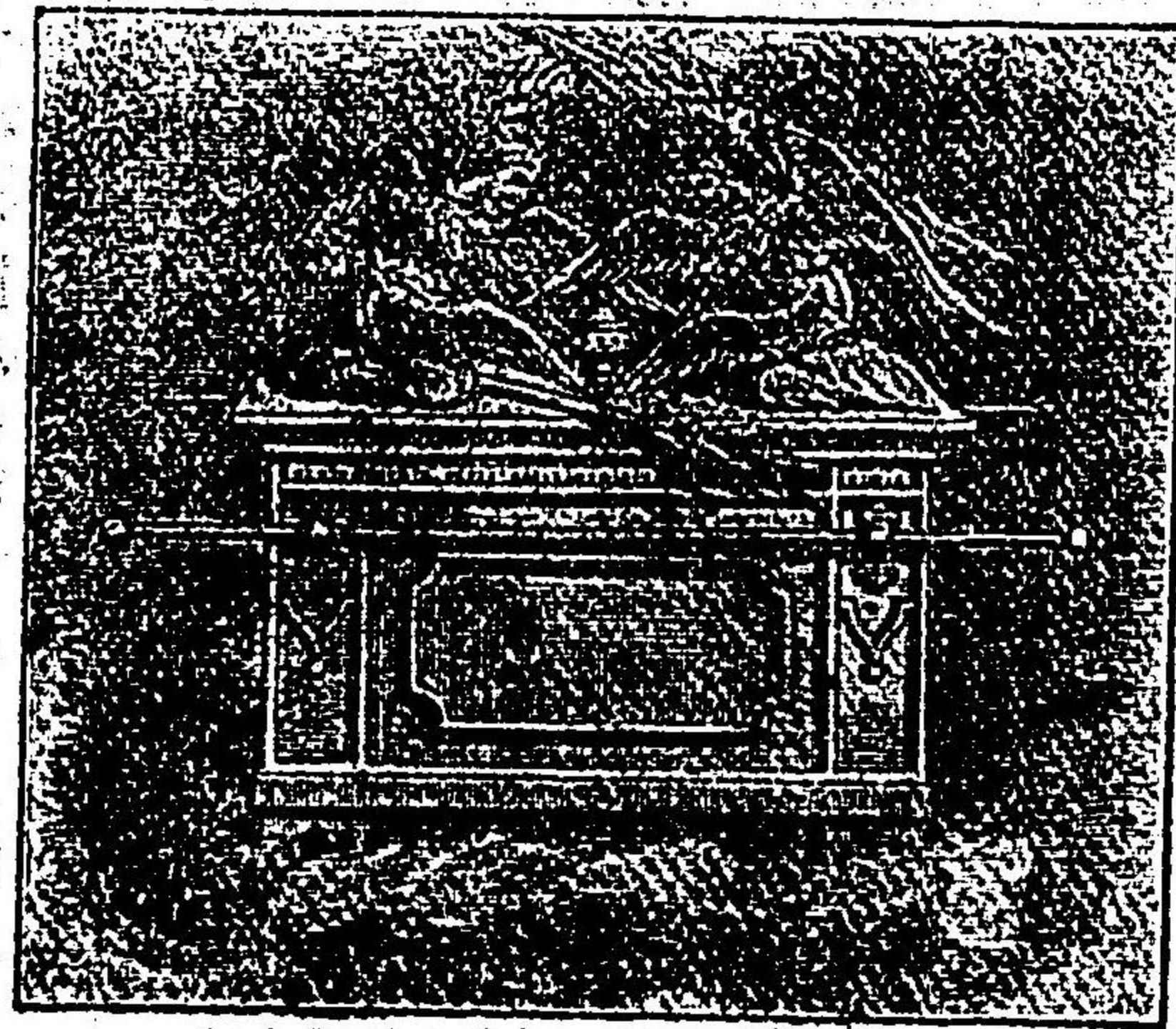
洛 墮 に 拜 崇 像 偶

ひに自分も異邦の偶像を拜むよ
うなあさましい境遇に陥つた所
です。あのような智者でも、ゆだ
んをすると忽ちこんな迷ひに陥
りました。されば我らは、一寸の間
も堅く眞の上帝を心に銘して
ゆめゆだんしてはなりません。
偶像といふ普通の意味は、妄想の
神體で、すべて上帝でない者を上
帝として拜む品物のとでありま
すが、こゝにそのような品物の偶
像の外に、又心の偶像といふと

があります。其一は貪婪であります(三の五)、それは貪婪者は、上帝よりも此世の
富の方に心を奪はれて所謂「拜金宗」の信者であるからです。次は大食大飲
であります、(三の十九)それは只肉體の慾望にばかり忠勤をつくして神靈の事を
おろそかにする者は、聖書に所謂「其腹を以て上帝とするもの」であるからで
す、即ち彼らの爲には口と腹の慾が偶像なのであります。つひに傲慢と虚榮
の念の強い者も、一種の偶像信者です。なせなれば彼らは、己が少々のちるか何
かに非常な慢心を起して上帝の代りに己れを拜むのみならず、人にもそれを
拜ませうとたくむからであります。昔者ワビロンの王ナウホロノルが黄金の
大偶像を立て、多くの臣民にその崇拜を強たのは(ダニエル三の二)すなはちこの傲
慢と虚榮の念に因る業でありました。今の世にも、飛でもない惟我獨尊の取違へ
と街學者などの中に、妄言の一大偶像を立て、かのワビロン王の無知を學ぶ
ものがないでもないようです。

前第一と此第二の誠命に従ふて我がたましひの貞操すなはち上帝に對する節操を全うせうと願ふには、自分を如何したらよいかと申すに、それは主イエス、ハリストスの仰せられてあるとほり「己れを捨て、其十字架を負ふ」ことが大事です。(マルコ八) すなはち自分の慾と世の中の俗情を捨て、義の爲め上帝の爲には如何な苦みも悲みもよく忍んで一心にハリストス上帝をたのみとす。而して上帝はこのような人を決して一の慰めなしに棄置くことは致されません。聖使徒が「蓋しハリストスの苦みの我らの中に増加するが如く、ハリストスに由りて我らの慰めも増加するなり」と申してをるとほりです。(コリント一五) 命己れの善行については、第四章第八回に稍くはしくのべましよう。

或分派では、茲に第二の誠にいふ偶像と、正教會で用ふる聖像の意味を混同して、聖像の事を非難するものもありませんが、聖像は、文字の代りに繪を以て聖なる者を象つた書物です。これを尊ぶことができないならば、聖書をも尊ぶことが



でさすまい。上帝と天使は元來形のなき者であるけれども、昔者時として形をとりて現はれたともある。而して主イエス、ハリストスは人體を取りて世に降り給ひ其至聖なる母と其他の諸聖人は、いふまでもなくみな見ゆる形がありました。而してかの聖大教師モイセイは、上帝から偶像を禁ずるのいましめをうけたに、かゝはらず、又同じ上帝から櫃と金のヘルワムの像を造ることを命せられました。(エキハトを出る記廿五) (の十から廿二までに詳)

櫃
 それ人間の信仰と道德に進むについて利益あるとなれば、上帝に、全く形のなき者でも之を象り造ることを命せらるゝほどであれば、まして明かに形あるものに於ておやことう

して之を描かれぬといふ道理が ありまじやう。勿論描いた品物を、直に上帝として拜んだならば、いけません。けれども我らがこれを尊ぶのは、そこに描いてある原を尊ぶのです。聖像は只原の聖なる者を記念する器械とするのです、けれども其原の者が尊ければ随つて之を象つた像も、そまつにすることはできません。そこで教會最上の權ある 全地公會は、かの聖像を惡口する 不敬虔者をアナスマに附し、永久に聖像を尊ぶべきことを定めました。(第七公會の規則九條)

教會の傳に依れば、正教會に於ける 聖像畫師のはじりは 聖使徒 福音者ルカであるといふことです。尤も救世主の聖像は、救世主自ら其お顔を御寫しになつた奇蹟の聖像が、其はじめですが、至聖なる 童貞女が 上帝の子を抱てをる所の聖像は、聖ルカがはじめ描たのであるといふことです。彼は、アンテオヒヤの人で、もともと畫師で有たさうです。彼は、此外にまた 聖使徒 ペートルとパウルの聖像をも描たといふとであります。

第三回、主の名についての戒慎。

「主 汝の上帝の名を妄りに唱ふる母れ。」

(十誡の三)

至尊 至上なる 主 上帝の名を輕々しく口にのぼせてはならぬ、輕々しく主の名を弄ぶ者があれば、主はこれを罪なしとせずとは、畏るべき 上帝の第三の戒命であります。さて上帝の名は、どのような場合に於て妄りに唱へらるゝかに申すに、たとへば世の迷信の老婆が 口癖に念佛と唱ふる ように、必要もないとに上帝の名を濫用し、若くは戯れに主の名を呼び、或は敬虔の心なく、又は偽りを以てこれを口に出すなどの場合に於てです。彼の言を以て、或は行ひを以て上帝の名を瀆し、己が勝手にならぬとて 至善の上帝を怨み、聖物を侮り、祈禱に注意せず、偽つて誓ひ若くは輕々しく誓ひ、及び 正當の誓ひを破るなどは、皆この 誠命の禁ずるところでござります。



女のそとイフツエイ

茲に掲げたのはエツレイの判官
 イエツスイがアムモン人の征伐か
 らかへってその獨生女の迎いに
 對し、誓ひのことで大變困つたと
 ころであります。それはイエツフ
 イが、はじめ戦ひに出る時に、
 主に誓ひを立て、「若も主が余
 をアムモン人に勝たしてくださ
 ったならば家にかへったとき、一
 ばんはじめに出て余を迎へた者
 を主に獻じて燔祭と致しましたや
 う」といふことを申上げました。と

ころが果して軍は勝つたが、家にかつたとき一ばんに出て迎へたものは、
 生憎彼れの大事な獨生女でありました。そこで彼は大に悲んで女に其實を
 告げました。折角の凱旋の喜びがたちまち變つていたましい涙となつた。そ
 れは外ではない、イエツフイがはじめに誓ひの立て様が悪かつたからです。
 誓ひは、決して深い考へなしに輕卒に立てはなりません。若し己むを得ざる公
 務か、又は、重要なとに誓ひを要する場合があつたならば、深く戒慎して心を定
 めなくてはならぬ。而して一旦立てた正當の誓ひは、必ず成遂げねばなりません。
 そも我らは洗禮の時上帝に對して一生涯ハリストスの正教會に居ることを誓ひ
 ながら、その後自分の肉慾、若くは世俗の交際上、其他の關係に由て、正教に背
 き、言語道斷の冷淡不行跡を取てするなどのとが有たならば、明かに上帝に立
 てた誓ひを破つたので、只こればかりでも、そのたましひの運命は、甚だ危いと
 になります。されば我らは正しく且つ必要が有て立てた誓ひは、上帝に對して

は勿論 何人に對しても必ず 履行する 眞の覺悟がなくてはなりません。

善の善の例は、義なるイオナキムとマンナが、この至愛なる幼兒すなはち 至聖童女マリアを上帝の堂に獻じたまであります。彼は、このとほりにして、そのはじめ 上帝に祈つて立てた善いをほんとうに行ひました。すなはち 彼は三四年前に「主が 若も余に一人の子をたまはつたならば、決して之を世俗の事につかはすに、一生涯 上帝の事に務めさせます」といふたところの善いでした。このような善いは、あたやかた 固り 上帝の定旨に合ふたのであつたのですから、前のイエソフイのと事がちがつて、両親はこれを履行する段に 少しも困ることはありませんでした。



日の活復

第四回、安息と勤勞。

「スポタ(安息)の日を記憶して聖となせ、六日の間は勤勞して汝の諸工業をなすべし、惟第七日は、汝の主上帝のスポタ(安息)なり。」(十條の四)

全能の上帝は、六日の間に世界萬物を造り畢つて七日目を安息日と定められました。これは上帝の仁慈に基くこと、彼の一週間の内から特別に此一日を選んで、聖日となしたのは、人人に他の六日間のほたつきからその身と心をやすめ彼造物主が人間に賜はつた恵みを記憶させるためであります。

それで舊約のスポタすなはちユウレイ人の安息日といふのは、一週間のをはかて、今の土曜日にあたりますが、新約すなはちハリストス教會の安息日は、日曜日であります。それはハリストス救世主が此日を以て死より復活せられたからであります。——光明なる復活を以て我ら人人の救ひを成就し、神靈的に世界を改

造せられたからです。——但し新約の教會に於ても、土曜日は、世界の造成と古代の祭日であつた記憶のために今に之を祭つてゐます。世の中でも日曜日を以て休息と定め土曜日を半休となしてゐるのは、すなはちこれから出たところでありませぬ。

前に捕んだのは、主イエス、ハリストスが復活の當日、また夜明の頃にマツダラのマリアに現はれ給ふたところで、その事柄は、イオアン福音の廿章十五から十七までに詳かです。ハリストスの教會に於て日曜日を祭るのは、たしかにこの日たはじまつたことであります。國中ハリストスが凱旋旗を持ておいでになるのは、死と地獄に戦ひ勝たざるを象り、マツダラの後に二人の天使が手に櫻欄の枝を持てゐるのは、ハリストスの凱旋を祝ふ慶びの印であります。固りハリストスが復活の時實際このような旗をお持になつて居たわけではないのですが、其靈性には必ず無形の旗、即ち目に見えない光り



輝く凱旋旗をお持になつて居た者と信せられます。

此に掲げたのは上帝遣物主の世界を造つて七日目を安息日と定めた容子を象つたのであります。或人は此様な繪を小兒に見せると、害になるとか申された様ですが、我らは之を用ふるに少しも害になりません。小兒らば却て喜んで其神靈界の意味を悟ります。世するに教師長者の説明如何に因るとです。それに此様な繪は、何も小兒を主一の目的として描いたのではない、大人にも智者にも、美術

息 安 の 帝 上

家にも、其他多少の趣味を持たせる人々に見せるのです。若し之を見せておくと思はるゝならば、小兒どころか、大人にも見せなくてはよろしい。けれども小學校用の地球儀に経緯の線が引てあるからとて、決して小學校の小兒は、之を見て、實際地球には、此様な緯度の線が引てある者とは思ひません。よし初めはそう思ふた所で、教師長者は容易く之を矯正してゆくことが出来ます。其通り宗教の象り圖に付ても、智なる教師は、之を利用して、却て無影の事柄を、分り易く教へる事が出来ます。

偕 此圖の中央に上帝を世界よりも大きく描いてあるのは、彼は實に世界よりも何物よりも大なるいと尊いといふことを示したのです。其左右に群がる天使は各々上帝の大なる智と能力を讚美して居る所です。

舊約の教會で「安息日」といふ語は、又他の祭日や齋の日を含んでをりました。それで新約の教會でも、この職命を以て日曜日の外に他の祭日と齋の日を守るべきことを教へます。しかしこれらの詳細は、この卷末に「教會に對する善行」

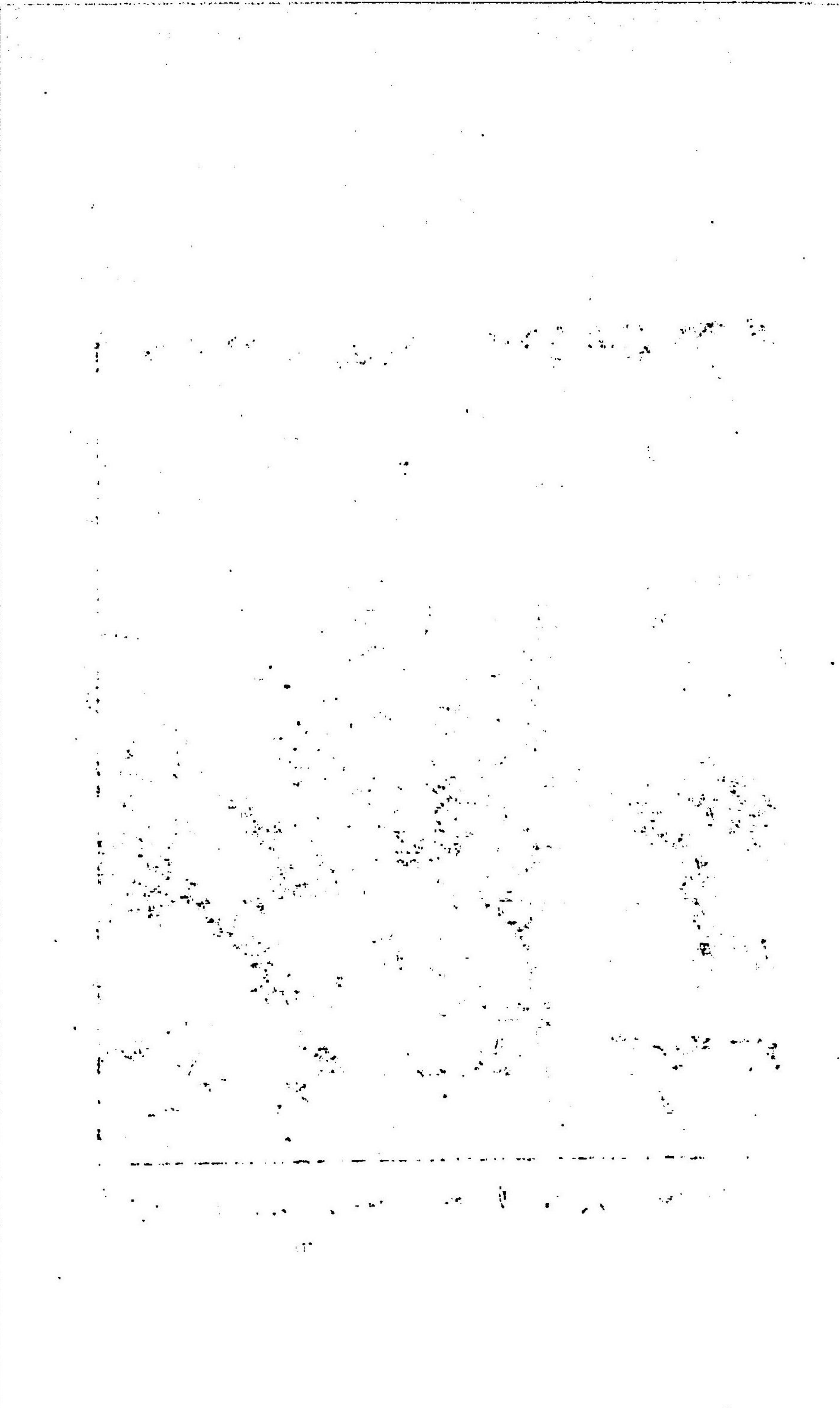
を述ぶるところで申上げまじやう。(即ち第五章第一條を看よ。)

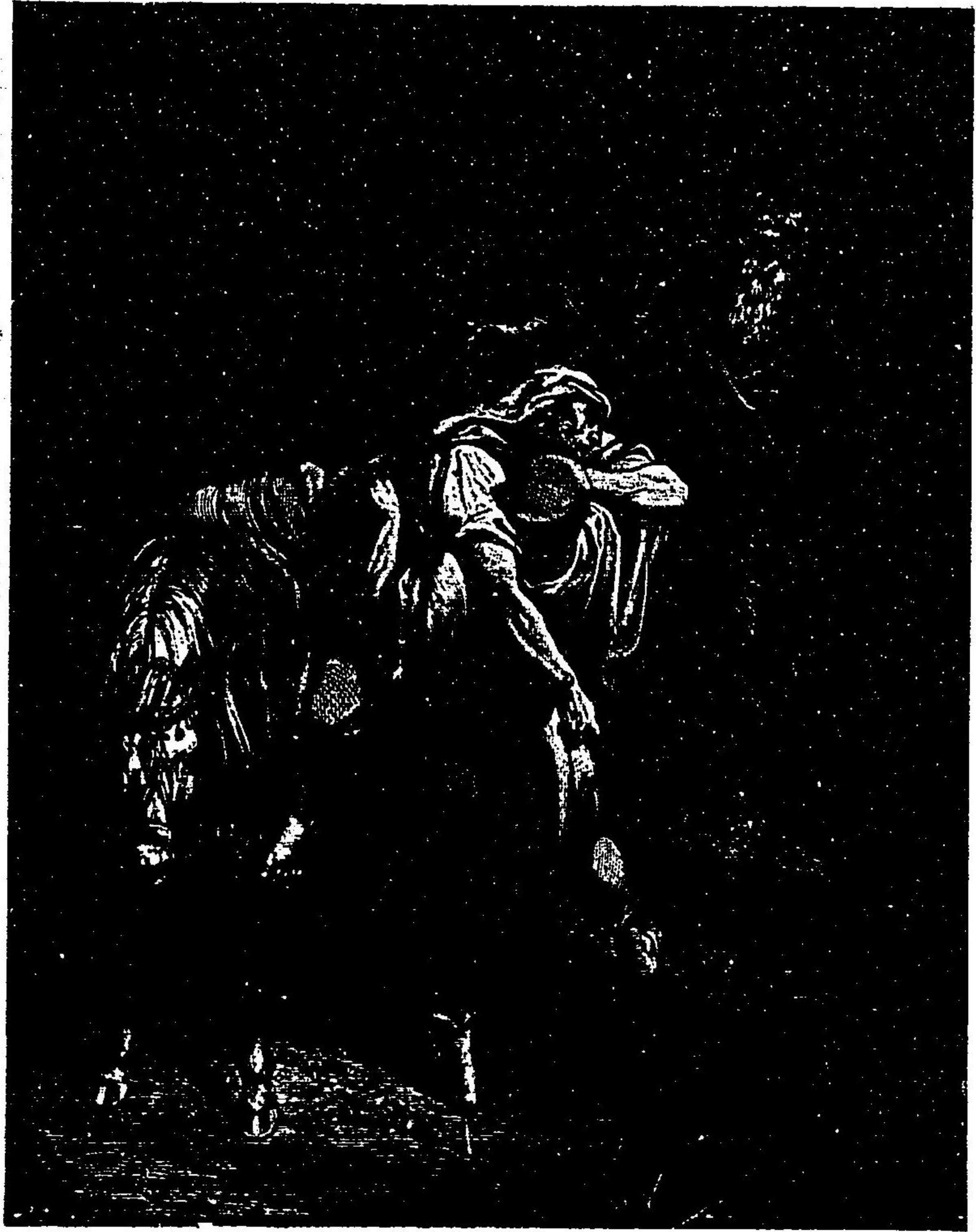
普通 我らが**安息日**に休むのは、當然であります。其他の日すなはち**勤勞日**にはたたらかぬのは、又よろしくありません。休むべき日に休み、働くべき時にはたたらかぬのは、上帝の旨に合ふて智者のなす所ですが、之に反して働くべき時にたたらかす、平生**安閑**として**懶惰**に流れ、己が**職務**も**義務**もつとめない者は、又罪たることを免れません。我らは上帝の定められた日に於て聖なる事のために時間を使ふのは、少しも**損失**になりませんが、己が**懶惰**のために、我儘**勝手**のためには、たとひ一寸の**光陰**たりとも、決してむだに費してはなりません。そうでもないとなりに**生命**について**非常な損失**であるのみならず、又**非常な耻**でござります。

新約初代の教會で、舊約のスポタに換へて日曜日を祭られたとは、使徒行實に「七日の首の日、門徒がパンを擘くために集つた」と(行廿七)と神學者イオアン

の黙示録に主の日(即ち日曜日)に我は神に在りて云々」とあるに依てあるやか
下(即ち)あるや。 (黙示録の十)

✠ ✠ ✠ ✠ ✠ ✠ ✠ ✠ ✠ ✠





人ヤリマサの悲慈

〔第二章〕 隣に對する善行。

■ 帝を愛するに次で「隣を愛する」と己れの如くせよとは、主イ、ス、ハリ
ストスの明かに教へ給ふ所ですが、そも此隣とは、何の事であるか。これはとて
も向ふ三間兩隣ぐらゐな事ではありません。又只自分がこれまでの知己親類
だけのとでもありません。尙又内國人だけのとでもありません。乃ち世界中のす
べての人は、皆隣であります。なせなれば悉くの人は、みな惟一の上帝に造られ、
只一人の元祖から生れて、今に只一つの世界に棲んでゐるからであります。只
その中で別段に親しい知己親類が同國人であれば、隣の中の隣です。而してハ
リスオアニンは、殊に此隣の中で一ばん近い隣といふべきです。それは共に惟
一の主イ、ス、ハリストスを奉じて互に其肢となつてゐるからであります。
鎖國思想のまだ脱けない者と、一意外國を敵視するを以て忠君愛國のよう

に心得ざる連中などには、今世界中の人がみな隣であるなどといつたところでも、承知は致しません。大約二千年前の古のイウヂヤ人の思想が、ちやうどそのまゝに有つたのです。あるとき主イ、ス、ヘリストスは、イウヂヤ人の、教法師からの「我が隣とは誰ぞや」との質問に答へて左の如きたとへを取てその真理を明されました。

「或人、イエルサリムより、イエリホシに下る時、盜賊に遇へば、彼らは其衣を剥ぎ、彼に傷つけ、幾ど死ぬるばかりにして、彼を捨て去り。適々一人の司祭、この路より下りしが、彼を見て過ぎ去り、同じくレフトも、彼處に至り、近づきて、彼を見て過ぎ去れり。惟或サマリヤ人は、行きて此に至り、彼を見て憫み、就いて其傷に油と酒を沃ぎて、之を包み、彼を己れの家畜に乗せ、旅館に引至りて、彼を看護せり。明る日、行んとする時、銀二枚を出だし、館主に與へて、之に謂へり、「此人を看護せよ、費若し此より増さば、我返る時汝に償はん」と。此の

三天の中、汝は教れを盜賊に遇ひし者の隣と思ふか」「彼は曰へり、「此の人に種を施し、者なり」イ、ス、彼に謂へり、「往て汝も是の如く行へ」と。(九カサの廿七)

前に挿んだのは、すなはちこの傳言中のサマリヤ人が、遭難者を自分の家畜に乗せて旅館に連れてゆいたところの、有様でございます。イウヂヤ人から視れば、サマリヤ人はたゞに外國といふばかりでなく、非常に憎んでゐる敵國でした、しかも謀敵國から助けられた。之に付ても、道徳倫理の上では、すべての人が皆隣である。所謂人道の上には、でくるだけ皆このサマリヤ人でなく、ではなりません。

第一回、孝行と忠義。

「汝の父母に孝敬せよ、主汝の上帝が汝に賜ふ所の地に於て、汝の善きを享けん。」

上帝の誠命の中で、大に ついでに 倫理では、孝行を第一に置てあります。儒教でもその通り、又今日我が國の忠孝論者でも、固り異論のないところでしょう。然るにハリステス教の忠孝に付て、喋々異論のあつたのは、其様な人が、また深くハリステス教の事を知らないからであります。それは兎に角、茲に上帝が誠命を以て、否これよりも先に、人間のたましひに父母に孝行せよといふ心を入れてくださったからこそ、たれでも、皆生れながらにして親を愛するを知つてをるのです。而して我らは其初め皆親から身體も靈魂も生んで貰ひ、苦勞して育て、貰ふた其恩は、とても云ひ盡すこともできません。さればこれを尊び愛して孝行を

盡すのは、當然の義務で、且つ生れながら其情をもつてをることであれば、之をなすのは、決してむづかしいではありません。それにこの大切な倫理に背くのみならず、天然の情すら壓潰して、親に對し、敢て不孝をなすものがあつたならば、實に大罪であります。故に昔者モイセイの法律では、親に不孝の所爲ある者は、死刑を以ておどしつけられておりました。(エギプトを出る記)廿一の、十五十七)

父母に孝敬の誠命は、最も著しく、入ては一家の整理、出で、は一國の安寧と幸福の基を堅うする者でありますから、十誠中、この箇條に限り、特に地上の褒賞を示して、大に此善行に重きをおかれてあります。尤も世には孝子でも時に不幸短命のものがないこともないけれども、人の吉凶禍福は、只肉体で目の前に見えるありさまばかりを以て判断することはできません。深くたましひの目を以て精密に觀察するならば、此いましめの約束は、古の智者の所謂「父の祝福は、子の家を堅く立つ」といふ通り(シラフの千イ、ヌ)キツと何處かに應驗があるべきです。

親に孝行の一例は、イスライリの末の頃に在た事蹟で、孝子トワヤの話があります。彼は長の旅路からかへつて守護天使の訓へに由て、盲なる父トワトの目をなほしてやりました。時にトワヤの孝心と、老たる父の慈み、老たる母の喜びは、一家の中に具るにあらはれました。トワヤはその鳩とともによくその父母に事へ一家が至つて睦じくありました。父母の寝つた後、彼はミヤ國なる舅の家に移つて大に富有の身となり、主の誠命の許約にある通り此世をもゆたかに喜しました。

主イノス、ハリストスは上帝の子でしたけれども、此世で假の父母なるイオシフとマリヤに善く孝順を盡して、人々にも愛せられたとは、聖書に見えておられます。(マカ二の五十一) 其他教會の歴史には真正の孝敬を顯はした美談がたぐさんあります。



メウチサるけ於に感服をドレメ

隣に對する誠命の第一に只父母の事を言たのは天性必然の事理に由て、父母は、其他の者よりも、一ばん我らに近いからであります。しかし孝敬若くは從順といふ善行は何れにもッて行ても通用するものである故に、これを以て尙他の者に對する善行を教へられてあります。

其第一は、皇帝と國家に忠義を盡すべきことです。此本分は、舊書中尙多しの言を以て明かにされてあります。即ち

先づ帝王に對し其心になも不敬と危害を及ぼしてはならぬことを警めて、

「汝は王を汝の中心に親ら母れ」(十の廿書)

「我が(上帝の)受膏者(皇帝)に觸るゝ母れ。」(聖書十五の四)

其から進んで、臣民は大に眞正の忠君愛國をつとむべきことを教へて、

「我が子や主、王を畏れよ、反覆者に交はる母れ。」(聖書廿四の廿一)

「上帝を畏れ、王を尊へ。」(二の十七)

「人其友の爲に(即ち國家の爲に、社會の爲にも)、生命を捐つるは、愛此れより大なるはなし。」(イサヤン編、十五の十三)

其外まだたくさんありますが、まあこれだけでも、曲つた根性のない人には分りませう。

前に挿んだ繪の事柄に付ては、あらまし左におはなし申しませう。昔イブライリの王サウルと申すは、其臣ダワドの功名を嫉んでこれを殺してしまはうと謀りましたから、ダワドはのがれてあちらこちらに隠れてをりました。ある時ダワドはツンといふ所の荒野にをりましたが、サウル王はこれを探て三千の兵隊を率いて探索に出掛けました。ところが、ダワドの方でも、斥候に由て、サウルの露營してゐる場所を知りました。そこで彼はその場アワサをつれて夜ニツそりとサウルの陣營に行つてみたのに、王も兵隊もみなよく寝てをりました。そこでかの場はダワドに叫いで「どうか余に槍を以て彼を

突殺さしてください」と願ひました。ダワドは之に答へて「彼を殺してはならぬ、誰か主の受膏者(國王)に手を觸れて罪なしにをられうぞ……」といふて固く之を止めました。而して二人はサウルの枕頭に立て、ある槍と水瓶を取て敵の陣を立去りました。それからダワドは向ふの山に登つてサウルの將官なるアワニルといふものを呼起し「汝は勇士である、それにどうして自分の王を護らぬか王の枕頭に在た槍と水瓶は何處に在るか、看よ」と申しました。この聲にサウル王は目をさまして自分の罪を悔いました。もしダワドに害心があつたならば、先刻直にサウル王の生命はない所であつたのです。然るにダワドは王が無心に寝てをる傍に迫りながら少しも危害を加へず己が生命の敵に對してアワサの勸めがあつたにも拘はらず、斷乎として之を拒絶したのみならず、あのように言たのは、實に彼れ上帝を信する者の忠義と至誠を見るに足りませう。(この譯は、サムイェル前、廿六章につまびらぐです。)

其他、此誠命の中に在りて、吾人の尊敬と服従を要すべきものは、皇帝の御信任と國家の法律に依りて立てられたる存可と官制、危險を冒して國難救済の安寧を守る者、及び父母は代りて我らに教養する教師と年長者、教會の神品と福音の従者、我らの恩威、公衆の事に功勞の有た人、正當なる學識と善行を以て秀でたる人、我らの主人と總じて上は立つ人などでありませう。聖書に

「故に各人に與ふべき所を與へ、納税すべきは納税し、貢すべきは貢し、畏るべきには畏れ、敬ぶべきには敬ぶ。」(コリント)

「老人を嚴責する母は、幼少は勤むるを、父は放けるが如くせよ。幼少者は兄弟は放けるが如く、老女は母は放けるが如く、……」(エペソ)

「僕よ、恐れ戰慄を以て、横直なる心に於て、肉體に屬する汝らの主に服すべし。ヘリストスに放けるが如くせよ。人の悦びを取る者の如く、唇目の眼

に勤むるなく、乃ちヘリストスの僕の如く、心より上帝の旨を行へ。」(エペソ)

要する

「蓋し知る人、或は僕、或は自主に論じ、各々其行ひし善に循ひて、主より報いを受けん。」(エペソ)

皆我らの味とすべき金言でござりませう。

終に我らは若も此世で、權力の強い者から、不道德な要求を迫られた時に、一つ聖書から左の眞理なる言を心得ておくのは、眞正なる道徳のために感ひなきを得ざるいと信じます。即ち

「上帝に従ふとが、人に従ふより愈るは宜しきなり。」(行賈五の廿九)

古の聖政命等は、時の王侯貴人又は權力の存する者から、ヘリストス教を止せといふ勅令、又は命金を受けた。けれども斯る不法無道の要求には如何なる善徳に迫られても従はなかつた。眞實社會には此の命令であるからとて、處女の貞操を切實し、若くは夫を棄て、下級の所行を倣す等のことのある聖書右の聖言の眞理を知らないからである。

〔補〕 義を揚言するに付て注意。

昔聖イオアン投洗者が暴君ネロヤに向つて「爾が此婦を納るは彼の言に違ふ」と言つたのは、義に對して、其自ら大教師たる教權に因て曰たのである。又聖使徒らが司祭長と官宦に向つて「上帝に従ふ人は從ふより愈るは、宜しきなり」と答へて、其不法なる干渉を拒絶したのは、亦上帝の義に因て、聖なる大傳道者たる本領を以て爲したるのである。彼らは斯の通りにして自ら義の爲、ハリストスの爲に其生命を犠牲に供したのには、讚歎すべきとて有た。併し我ら凡人は己が無知に因て自ら無益の危きを招かない様だ、上帝の言を善く考へて萬一の場合に處して行かれねばならぬ。人の善なる義を言願はず時は、良心の平安に満足である。之を言願はずを耻ぢ且つ畏るゝ時は、良心に苦しい。……然ども義を言願はずは何時も要求せらるゝ者でない。又凡ての人に對して、何となく、何となれば「(一)善の我らに關係ない時、我を言ふべき。職責ある人々が居る時、(二)若義を言へば、我等を顯然危害に陥れるもの、預知され、我らの言より何の利益も來さないもの、分つてなる時、斯る場合には……主自ら不義者を悟らしめ、彼らな義の途に教へ、若くは其不義を規諫するに權と、才能ある人々を遣はされんと密かに上帝に祈る方が優つてなる。善行も亦度有て利口でなくてはならぬ云々」。(ソロンシタットの長司祭イオアン)



祭燔のリベアミンイカ

第二回、隣人の生命と安寧の保護

「人を殺すな。母れ。」

(十誡の六)

何が大事なことか。人間の生命は、大事なものはありません。そこで「人を殺してはならぬ」とは、刑法に所謂謀殺故殺は勿論、殴打創傷でも、放火でも、其他か何な方法でも、人の身体と生命に危害を及ぼす所為は、一切嚴禁でござります。尤も公義なる裁判に依て重罪人を死刑に處するとか、皇帝と國家の爲に戦ひに出で敵を倒すなどといふのは、別段なことで、固り此誠にもむきません。けれども若も己が甚しき粗漏若くは不注意の爲に、殺さなくてもよい者を殺したときは、決して罪なしと致しません。世界に於ける人殺しのはじまりはカインであります。彼は嫉妬と怒りに因てその弟(アワリ)を殺しました。

前に挿んだ繪は、此カインとアワリが上帝に燔祭をさげたけれども二人が信仰と善行の有無に由り、其容子の違ふてを所を描いたのです。それによつては、聖書から左の二ヶ所を引けば、我らのために善い教訓となると思ひます。

「信仰に由りてアワリは、カインに較ぶれば、既に善き祭を上帝に獻けたり。之に由りて彼は善なりと證せられたり。上帝が其獻げ物のことを證せしが如し。」(十一の四)

「我ら我らは相愛すべし、カインの如くは、爾等が御は凶惡者によりて己れの弟を殺せり。胡爲ぞ之を殺したるか。己れの行ひは惡し、其の行ひは善なりしに因りてなり。」(十一の十二)

凡その罪の中で人殺し程恐ろしい大罪はありません。然るに日々の新聞紙上すいぶん此恐ろしい大罪を犯す者がすくなからぬ様ですが、誰も初から此様な大

悪を行ふわけではなく、初は道から起るのです、即ち自分の意識から
 他が悪いとか、自分の怒から人の物がほしいとかいふ種かな思ひから來るの
 です。然れば我らは此大罪の原因たる怒り、嫉妬、相争、其他の惡念を種なつ
 しまなくてはなりません。ハリストス教祖の著書に「汝らは古め人に言へるある
 を聞けり、殺す母れ、殺す者は審判に干からんと。然れど我は汝らに告ぐ、凡そ
 故なくして其兄弟を怒る者は審判に干からん、(イコリノ二)又使徒神學者の言に
 「凡そ其兄弟を憎む者は、殺人者なり、汝らは凡の殺人者は永遠の生命を其手に納
 たざるを知る」といつてあります。(イコリノ一)

直接の人殺しの外に、間接の人殺しがあります。たとへば富人が貧者を助ける
 力があつながら、その貧苦から助けずして見殺しにすること。途中で遭難者を現付
 けても、事面倒と思ひ黙つて過ぎ去ること。及び資本主、若くは上の者が、下の者に
 體力不相當の苦役を命じ、時間を長くし、めくく、材料と勞働の便利を與へずし

て之を追使ひ、苛酷な處罰を敢てして、彼らの健康を害し、其生命を縮めるなど
でござります。

舊約の歴史から、ちやうど今申した最後の事項に當る串踏の一例を擧ぐ
れば昔しエウレイ人がまだエギベトに殖民してをった頃、時の國王(スラオン)
から虐待をうけて非常な苦役に服した時のとであります。この仕事は、瓦を
製るの作すが、それに使ふ藁などは、はじめは官から別に渡してをったのに、後
にはそれさへ渡さぬようにして、仕事はやはり従前の通り定數を缺かさずに
せよと嚴命し鬼のようなエギベトの役人は、かの疲れ衰へたエウレイ人をどん
どん打なぐって日々酷い目に合せました。けれどもそのような悪者は、後に
皆天罰を蒙り、エウレイ人は、聖大モイセイの導きにより上帝の奇蹟で死地
から援出されました。
(後の百十二頁の前の挿話を看百十二頁を讀む)
抑人間は此回の初めに申した通り、生命程大切なものはありません、一回此世に

生を受けた以上は、充分に衛生に注意して健康を保ち、上帝の爲、國の爲に盡す
べき道を盡さなくてはなりません、所が此様な生命の大切なことを知らずして、至
つて生命をやすく見てをる者があります。其は外ではない、彼の無謀なる自殺で
す。抑異教では、自殺を何とも思はぬ者が、すいぶん有るようですが、これは
又輕からの罪です。他人を殺すのが天性に逆らふならば、自分を殺すのも、亦最
も天性に逆らふといふことは明かな道理です。我が生命であるからと云て、とて
も自分の私有物ではありません。即ち上帝からあづかつた大切な生命です、社會
公益の爲に用ふべき貴重な生命です、どうして自分勝手に生殺與奪するの權が
ありましよう。殊にかの戀の爲とか云て淫亂の爲に情死するなどといふものは、
最も耻かしい大罪でござります。
形體的人殺しの外に、又神靈的人殺しがあります、即ち人を誘ふて不信仰
若くは不道德に引入れ、折角救ひに向かけてをる人のたましひを又滅びの方に

引戻すなどの行爲です。救世主は斯のよくな禍なるものをいまして「職を信する此の小子の一人を罪に誘はん者は、寧ろ磨石を其額に懸けられて、海に深きに沈められん、世は誘ひに由りて禍なるかな」と仰せられてあります。(マテウ、二、一八)

人殺しの悪いといふことを知ってゐる者は、進んで隣人の生命と同胞の安寧を保護するの途を講ずべきです。乃ち愛を以て下くるため、隣人の救助と平和の事に従ひ、彼らに上よりの力によつて、世の生命より進んで永遠の生命を得せしむるようつとむべきとであります。今夫れハリストの教の傳道は人々に此永遠の生命を得させたい爲に行はるゝ者です。隣人の爲に靈魂の救されかハツてゐる人々をたすけて永遠の七びより永遠の救ひに導く爲にハリストは上帝の御せに因て世界に傳へらるゝ者であります。

第三回、姦淫と猥褻の戒慎及び貞潔の美。

「姦淫する母れ。」

(十誡の七)

姦淫とは一種特別の罪でたゞに人の身を犯すのみならず、併せて己れの身を犯す不潔のしわざでござります。故に聖使徒パウロは之をいまして「淫行を避けよ、凡そ人の行ふ罪は、身の外に在り、然れど淫を行ふ者は、己れの身を犯すなり」と申してゐます。(コリント前、六の十八)

この不潔のとなふのは、我らの甚だ好まないところですが、これをいましてゐるためには、一塵概略おぼなし申さればならぬとあります。先づ普通姦淫と申せば、まだ公然夫婦でないものが、淫事を行ふとで、其中には隣人の體を傷つけて一生涯の不幸を與ふる者もあり、人の妻女を奪ふて、人の眼が分らぬ面を作してゐる者もあり、其他蓄妾、骨肉淫、血縁の餘り近い者が、夫婦になつても、(姦淫にカゝはるとも)など皆耻づへき罪です、殊に強姦と稱するものは、もつとも憎むべき大罪です。

異端、若くは淫祠が許すに由て公然の夫婦になつてをるからとて、一夫多妻は、どうしても姦淫です。上帝の定め給ふた婚姻の大法は、堅く一夫一婦に限ります。かの一夫多妻を以て上帝の旨に合ふ善行などと稱する者は、全く蛇の毒つぎです。頃日モルモン宗が、折角我が國に來ても、先づこの一種の蠻行だけは、傳ふるを此世の政府から差止められたのは、我が國風俗の爲め、天地の公道の爲めに、まことにしあはせでありました。

和人間が罪の増長によつて神靈の事を忘れてます。肉慾の方に溺れると、いろ／＼な罪惡を發明するもので、邪淫の罪も、たゞに男女の關係のみに止まらず、つひには飛んでもない言語道斷なものになりました。かの貞潔なる聖使徒が筆誅してをる「變童、男色」などといふのは、即ちこの飛でもない逆性の行爲であります。聖使徒は儼然として「彼らは上帝の國を嗣ぐを得ず」と申してゐます。(六の九、十) 次に挿んだ繪のとは其上に引く所の聖書の言と裏の繪解に付て御覽なさい。

主曰く、ソドム、ゴモラの諸邑は罪惡貫盈ちて自ら天に呼び、惡報を招かんとす、我は今往て其行爲を見ん。……二天使は、ロトに謂て曰く汝の親族にして此邑に在る者は悉く之を導いて出でよ、我らは此邑を滅さん。此邑の罪惡は大に呼んで主の前に達したればなりと。(創世記 十八の廿、廿一、十九の十三、) 主曰く「當日屋の上に在らん者は其器家に在らば、之を取らん爲に下る可らず、田に在らん者も同じく後へ歸る可らず、ロトの妻を記憶せよ。(ルカ 十七の廿一、廿二、)



邪淫郷の滅び

男でも女でも、貞操といふとは至つて大切です。貞操を破り風俗を亂すのは、此世の法でも罪とする所です。此に前に示した繪は、昔しソドムといふ町の民が、熾んに男色を行ひ、全く上帝を崇める心を無くしたに因て、天から火と硫黄が降つて町中みな焚滅される時(夜明頃)、ロトと其一家族は、二天使の守護によつて幸ひに援出されたところでした。それはロトは此罪惡のちまたに居りながら、ひとり上帝を忘れず、且つ主の天使を尊んだからであります。けれども彼れの妻は、天使のいましめに背きある慾念の爲にあとにかへらうとしたから(廿一、廿二)其まゝ變化して鹽の柱となりました。ロトの姪なる二人の娘は折角難をのがれて其叔父と共にシエル近傍の山の洞穴に住んでゐましたが、二人とも骨肉に關する無知の行ひが有たに由て、その末は、あまり宜しくありませんでした。(十九、二十)乃ちソドムの民が翻せられ、ロトの子孫が亡ぼされたのは、彼らが貞操を破り風俗を亂した報いで

あつたのです。

女姦淫と猥褻と其他一切不潔の所爲を免れるためには、平素猥褻の詩や文章を讀まないように、猥褻の繪など見ないように、風俗壞亂の歌と物語を聴かないように醜行の場所に近よらないように、其他萬事に注意して、若も心の中に一寸でも不潔な念が起つたならば、すぐに思ひを他に轉じて聖なることや高尚なことに向け、大に奮發して毛頭ほとな慾念でも速かに退治するところが肝心です。

此罪に反對の善行は、夫婦に在ては、相互の親みと貞操、修道士若くは童貞女に在ては、主のために生涯獨身の童貞と潔白を守ることです。かく淫亂と猥褻の所爲を防いで貞潔を守る者は、聖書に所謂其身に「ヘリストスの肢と聖神の殿たる」實を有つて(コリント前六)つひにいささき上帝の國を嗣ぎ其聖なる光榮にあづかるものとなることは、更にうたがひありません。



サンプンのソラのらへ

昔しイズライリの判官サムブ
ンといふ人は、上帝から力をたま
はりて、非常な強者でありました。
彼はフリステヤ人といふ大敵と戦
ふて毎度勝ちました。けれども惜い
哉敵國の一女子の色に迷ふて、遂
に敵のとりことなりました。乃ち
色慾の爲に全く其大なる力を取
上げられたのです。敵はサムブ
ンの目を扶り鏈で縛つて磨挽をさ
せました。此時彼は其罪を悔いた
ので、再び力を得ましたが、終に敵
の偶像祭日に兩手で其家の大黒柱
を震倒して、三千人の男女と共に
壓潰されて死にました。



富人とザラリの喩

第四回、隣の財産を侵さぬと、并に清廉と慈善。

「盗む母れ。」

(十話の八)

強盗、窃盗、情を知て贖物をうけると、賈道又は變道の貨幣にかゝはると、詐欺取財、恐喝取財、賄賂、其他如何なる方法と名義を以てするにかゝはらず、不法に他の物を取るのほ、みな盗みに屬する罪であります。彼の何もせず、食潰したり人の家を飲倒したり、人の不幸を奇貨として高利を貪ツたり、職權を妄用して人民から不當の租税を徴収したり、若くは凶年に乘じ買占の穀物を以て暴利を貪ツたり、又は人を危いところに使ふて、自分ひとり功名手柄を恣に靡かさうとするなど、亦みな一種の盗みです。

此らの罪に反對して、善行をあらはすには、先づ清廉と信義、慈善などの徳を

つとむべきです。

右に掲げた繪は、救世主がお諭へになつた中の事柄を象つたので、此世にある中に富人は、毎日奢りと樂みを極め、貧者ラザリは、僅かに富人の食残りを藏かうとして、犬にその腫物をなめられると云ふ極めて憫れなありさまでした。けれども貧者は死んでから、天使に携へられて「アウラアムの懐」來世のさいはいなるところ（に送られ、富人も死んでリツばな葬式をされましたが、その靈魂は地獄におちて恐ろしい火の中に苦み、はるかにアウラアムとラザリを見て一滴の水を戴きたいと願ふたけれども、それさへもはやかなはぬ難儀な場合となりました。（これは、ルカ十六の十九））金や財を澤山持ちながら、一向貧者を憐まないで、自分ばかり浮世の榮耀榮華を極めてゐる者の最後は、大抵このようなものです。

天から富の賜をうけながら、貧者に施しをしないのは、やはり盗みの罪たることを免れません。

を免れません。

清廉と慈善の最上善行は、施しのために一切を捐て、自ら貧者となることです。（九の廿一）然ども此は一般普通の人に命せられたわけのものではありません、只或敬虔無慾の義人に對してのみのことです。

下の圖は、舊約の末の頃、イリヤドルといふ慾張の男が、上帝の聖堂の金を盗んで、天使から痛く罰せられてゐる所です。凡て人の物を盗むものは悪いが、上帝の物を盗むのは愈、大罪であります。



罰のレドナリイ者聖堂

第五回、偽言の戒慎、及び眞實と善言の勧め。

「汝の隣に偽證する母れ。」

(十誡の九)

我らの隣に偽證してはならぬ」といふのは、たゞに 此世の裁判所に於ての偽證のみならず、すべて何處でも、何事につけてもうそをついてはならぬといふことです。かの蔭で人をそしつたり、目の前でも無禮に悪口したりするの、みなこの誠命の禁する所です。要するに人間が、他の動物に異つて言語の賜をうけたのは、只眞實を話し及び善にして利益あるを言ふためであれば、うそは勿論そしりだの罵詈雑言の嘲りなどといふとは、全くその本旨に合はないことです。聖書には言語の罪を大にいましめて「舌は我が百体の中に在りて能く全体を玷し、能く我が一生の範圍を燃して、己れは地獄より燃る」と申してゐます。(イブの六)又「舌よ、爾は悉くの害ある談を好む、此が爲に上帝は汝を壊りて殘す

となく、汝を除き、汝を汝の住所より、汝の根を生ける者の地より抜かん」とあります。(詠五十一の六七)

若も人に悪いとがあつたならば、それを悪いと言ふて差支はないか」とたづぬるに、それは若も我らが人の悪をたゞ職務に居るか、又は眞に親切を以て其人を悔悟にみちびくためならば、その悪をあげてこれを責めて宜しい。けれどもさうでなかつたならば、須らくヘリストス救世主のお言に「蓋し汝らは何の議を以てか人を議せば、亦是くの如く議せられん」とふ趣意を願ふべきです。(マテ二二)偽のことに付て、も一つ大に注意すべきは、偽善です。偽善者は己が内部の醜さを少しも改めずして、只外貌ばかりを飾り、あつかましく忠義顔をしたり敬虔ぶつて人を欺き併せて己れを欺く者です、此は大に防がなくてはなりません。此罪に反對して善行を守るには、我らは皆眞理と愛の爲に造られたものであることを記憶して、なんでも眞の話をすると、善いことと利益あることを言ふよ

うに つとむべきです。聖書に所謂「故に汝らは、謊りを去りて各々其隣に眞實を言へ、蓋し汝らは互に肢なり(エフェス四)……凡の腐敗したる言は、汝らの口より出づ可らず、只善き言、信仰を建つるに益ある者は出づべし、聴く者に恩寵を與へん爲なり」(全上)などといふ金言は、ハリステアニンの最服膺すべき所です。

凡て偽證を以て人を害に陥れるのは、此世の法律でも嚴に罪する所ですが、其被害者が或は弱く或は尊き人であれば、愈偽證の罪は重くなります、我らの主イエス、ハリステスが、惡黨どもの証告に由て司祭長カイアスのもとに引かれ給ふた時に、司祭長らと長老と全公會は、主を無理に死刑に處する目的で、いろいろ偽證を求め、そこに多くの偽證者が出て來たけれども、更に要領を得ませんでした。最後に二人の偽證者が出て來て「此人は言ひました、余は上帝の殿を毀して三日の間に之を建てる事ができると」かく偽證しました。それからカイアスは妄言を吐て、主を侮辱し、惡黨らは主の面に唾きたり頬を打たりして散々に苦みを與へました。彼らは甚だ禍であります。(その詳細は、マトエイ廿六の五十七以下について、こらんなさい。)

第六回、隣の所有に對する慾望の禁止、及び

眞實の平安は、足るを知るに在るこの勧め。

隣の妻女を慾望する母れ。又隣の家屋、地所と僕婢、牛馬と、凡て汝の隣の所有物を慾望する母れ。(十誡の十)

此に終の誠命は、我らが隣を愛するに ついて、最も完全をなす ものです。なせなれば凡そ隣の財産と貞潔と權利を害するとは、實行に於ては勿論それが一寸内心にきざすところへ禁じてあるからでござります。かく内心に付ても禁ずるのは、若も我らの心に悪い慾望と思ひがあれば、もはや 全知者の前に我らは淨き者でないからです。(後七の二) 又凡そ罪の行ひを防ぐには、先づ内心の慾望と思ひを抑制するのが、尤も必要であるからです。

茲に掲げたイスライリ王アハウと申すは、その王妃の謀に由てナウフェイ



路末のウハア者望慾

と申す人民を殺して其葡萄園を奪ひ取た人で、後に此大罪が其身に報いて彼はシリヤの軍に負けて其血は犬になめられた程なあはれな最期を遂げました。それも彼があのような大悪を敢てするようになったのも、外ではない、もとは只心に「人の葡萄園がほしい、どうかあれを自分のものにした」といふ慾望が起つたからであります。若もそのとき直に之を打消して事の善惡利害を

辨へたならば、まさかあのような大罪を犯さずともすむところであつたでしやう。これにつけても罪はそのはじめの思ひをきびしく防がなくてはなりません。

聖書に「心より出づる者は、悪念、凶殺、姦淫、邪淫、盜竊、妄證、褻瀆なり」といふてあります。(マトフエイ十)そこでこのような罪の思ひは勿論、其他嫉妬、猥褻、美の慾、利慾、權勢の慾、榮華の思ひなど、みなこの誠命の禁する所であります。

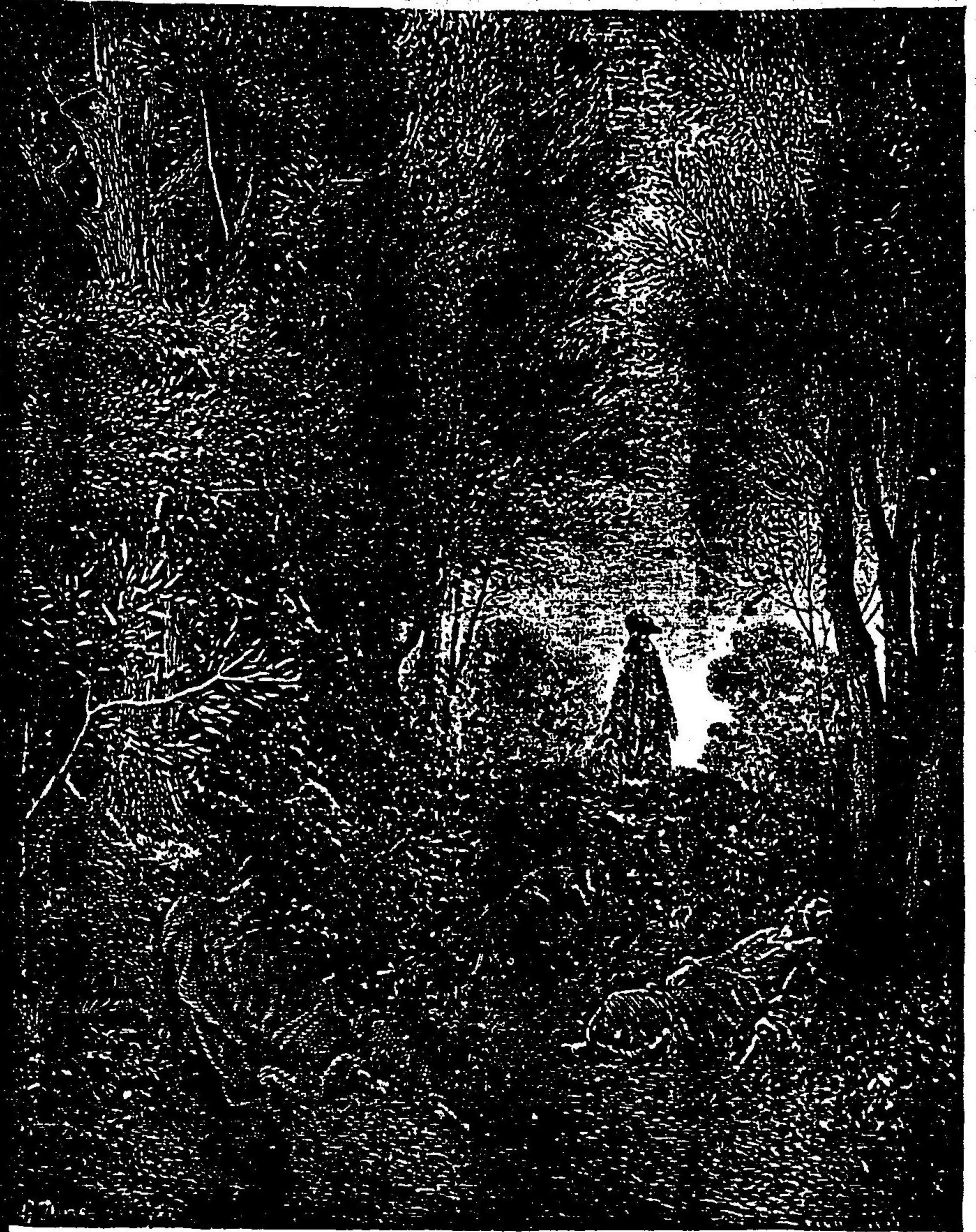
斯くてこのいましめは、自分に足るを知るとの必要を訓へます、即ち隣の富貴榮華のために己が心を亂さぬのみならず、進んで己が境遇に安んじ、古の聖人のいはゆる「足るを知て平安を得る」とを訓へます。若も足ることを知らなければ、何時まで経ても貪慾の餓鬼です。我らはこのような餓鬼となつてはならぬ、此世の必要物については只上帝から與へられただけを以て満足し、尤も神靈の財貨については、いくらでも進んでゆくのが宜しうござります。

「敬虔にして足るを知るは、大なる利なり。蓋し我らは何者をも世に携へ來らざりき、何者をも之より携へ去るを得ざると明かなり。食あり衣ありて、我ら足れりと爲すべし、富を得んと欲する者は、誘ひに、網に、人を災難と沈淪に溺らす所の無智にして、苦ある多くの罞に陥るなり。蓋し利を食るは萬惡の根なり、或者は之に耽りて、信より離れ、多くの苦みを以て自ら刺せり。」

「視よ、此人は上帝を以て己れのカとせず、己の財の多きを恃みて、其惡業に固くなれり。」

(聖歌五十一の九)





禱 祈 の 爵

〔第三章〕上帝と隣に對する善行。

前 二章には、上帝に對する善行と、隣に對するのを別々にしらべましたが、今度は、この二つを一所にお話し申しませう。それは「主の祈禱」に付てなすつもりです。元來これは主イエス、ハリストスが、直接にその門徒に教へてくださった祈禱文で、祈禱といへば、即ち上帝に對する善行でござります。ところがこの祈禱文には、種々我らの隣に對する善行が教へてあります。たとへば人の幸福を願ふとか、人の罪を赦すとか、此らの如きは、隣についての最も著しい善行であります。故にこの章は「上帝と隣に對する善行」と題したのでです。先づ茲に「主の祈禱」の本文を申せば、左の通りであります。

主の祈禱 九ヶ條

第一段

起句、

⊕ 天に在す我らの父や、

第二段 願ひの筒條

一 願くは爾の名は聖とせられ、

二 爾の國は來り、

三 爾の旨は、天に行はるゝが如く、地にも行はれん、

四 我が日用の糧を今日我らに與へ給へ、

五 我らに債ある者を我ら免すが如く、我らの債を免し給へ、

六 我らを誘ひに導かず、

七 尙我らを凶惡より救ひ給へ、

第三段 終結

⊕ 蓋し國と權能と光榮は、爾に世々に歸す、アミン。

(マテウイ 六の九から十三まで。)



アナンものもくとう

抑 祈禱は、我らが救ひを望むために
又甚だ大切なつとめでありますか
ら(イオアン福音) 茲に少し祈禱の
を申しましやう。

我らが智慧と心を上帝に向けて、
感謝、願ひ、讃揚の言となる者は、
即ち祈禱です。尤も外に言を出さ
ずして祈禱するともできます。例へ
ば 聖預言者 サムイルの母アンナが
行堂でなした黙禱の如きは是です。
けれども人は只心ばかりではない
身體と兩方持てをる者であれば、

公祈禱は勿論、私祈禱に於ても屢々聲と形にあらはれるものです。しかしその必ずなくてはならぬのは内の誠です。内の誠があればこそ外にあらはるゝ祈禱諸儀式も、生きて來るのです。

此章の前に掲げた繪は、ハリストス上帝の子が、ゲンシマニヤの園に於て其父に祈禱する所ですが、彼は此通も「目を天に擧げ(イオアン)」「膝を屈め(マカ二の四十)」又「俯伏して祈り(マテウ九、イサ)」此様にいと尊い上帝の子であるも其聖なる祈禱に於て外に言を出すのみならず、種々身體の禮儀を守り給ふ程であらば、況て我ら罪人に於ては、祈禱に恭敬の禮儀を缺くとはできません。園の前の方に三人倒れた様になつてをるのは、ペトル、ヤコフ、イオアンといふ御門徒です。彼等は其前日から主の御身の上について非常に心配したので大に疲れて、こゝに坐睡をしたのです。主は一たび祈禱して、こゝにおいでになつて、ペトルを戒めて「徹醒せよ、祈禱せよ、誘ひに入らざらん爲なり、神は勇めども、肉體は弱し」と仰せになりました。

第一段—天の父と地の同胞。

「天に在す我らの父や。」

(主の祈禱の起句)

全 聖人の言に「主が祈禱に於て天に在すと仰せられたのは、何も上帝を只天にばかりおめでになるものとするのではない。それは祈禱するものを地から引上げて、いと高き國、すなはち天の住居に立てるのである」と申されてあります。

主 イ、ス、ハリストスの父なる上帝を我ら罪人も「父」と呼ぶことができるのは全く主 イ、ス、ハリストスのお蔭であります。すなはち我らは彼を信するに由て更生の恩寵に依て至上の上帝を父と唱ふことができるのです。神學者聖イオアンの福音に「彼(主)を受け、其名を信する者には、彼は上帝の子となる權をた

まへり。是れ血氣に由るに非ず、……乃ち上帝に由りて生れし者なり」といふて
あります。(イオハネの十二、十三)

自分が只ひとりで祈禱するときでも、上帝を「我らの父」即ち「多くの者の父」と唱ふるのは、ハリスティアニンの徽章なる相愛によることで、凡そ善と幸福は、只自分一個ばかりに願ふべきものではない、弘く多数の人のために願ふべきものであるからです。なせなれば我らは只獨一の上帝を父として 人人は皆その父の子である、すなはち今全地上に於ける我らは互に同胞兄弟であるからであります。是れ即ち博愛主義の基く所で、此一塊なる地球上の人類は決して永く互に敵視すべきものではない、かの「自分ばかりよければよい、他は如何でもよい」と言て、恐い目で睥睨するのは決して人道ではありません。



ガリチ妃太聖

第二段——父に對して隣に付ての願ひの箇條。

第一回、人人の間に上帝を光榮するを。

「願はくは爾の名は聖とせられ、」

(主の新舊願ひの第一)

上帝の名は、固り聖なるに(四十九)茲に我らからことさら其名の聖とせらるゝことを願ふのは、どういふわけであるかと申すに、上帝の名——聖なる徳と光榮——が人人の間にあらはるゝと、すなはち我らが敬虔と善行をなして人人に上帝を讃揚させることであります。ハリストス救世主のお言に「汝の光は、人人の前に照るべし、彼らが汝らの善き行ひを見て、天に在す汝らの父を讃榮せん爲なり」とあるものは、すなはちこのことであります。(マトフエイ十)

此箇條に於て、我らが大にいましむべきとは、かのみだりに信者の名を冒しながら、一向信者らしい所がなく、却てハリストスアニンにあるまじき詐欺、若くは

醜行をなす者どもに付てです。聖使徒パウルは、大に彼らを責めて「汝らによりて上帝の名は、異邦人の中に謗らる」と申してゐます。(ローマの二四)そこで我らは、でくるだけそのような輩を悔改に招き、且つ公義と仁慈の主に祈禱して、その正しい道に立かへることを願はなくてはなりません。

其他一般に異教人、異端者と世間の不品行者どもが、早く眞の上帝をみとめて救ひの道につくことを祈らねばなりません。是れ亦上帝の名が、その永遠の聖なる名が人人の間にあらはるゝわけであります。

前に挿んだ聖なる肖像は、(九世紀の頃)ロシアのイゴル侯の大妃なる聖ヨリガであります。(聖大侯ウラヂミルの祖母にあたる。)はじめ彼女がハリストス正教を愛する念を起したのは、全くハリステアニンの善行に由てでありました。すなはち彼女はキエフに在るハリステアニンの品行が善いを見て、それからだんくとその宗教をしらべてみたいと思ひ、家來をともにつれてニ

ンスタンテノポリに赴き、つひに正教の眞理をみとめて彼地の總主教から洗禮を領けました。是れすなはちキエフに於けるハリステアニンの善行は、聖大妃ヨリガの世に上帝の名を聖とならしめたものであります。尙このような例は、歴史上其他にも、決してすくなからぬ次第です。

「毒蛇の毒に生命を化して喫煙となし、主を痛罵譏笑する舌を以て煙を吐くの毒となせり。飲食を用ふるを輕く且つ少ければ靈魂も細く且つ輕くなるなり」 (靜思錄卷の二、五十三頁)

「本性の傷められたる人間は、常に食ひ、常に飲み、常に己の視官、聴官、嗅官、觸官を慰めんと欲し、肉體的人々は珍饈美味を以て、親物を以て、音楽を以て、喫煙を以て、金殿玉樓を以て、外観の美飾を以て、自ら快を取らんとす。只夫れ神聖なる物體の修飾は、上帝に心を向はしむるが故に、言に有罪たらざるのみならず、神聖にして教化に益あり。」 (全上六十二頁)

第二回、我と隣に上帝國の來臨を願ふと。

「爾の國は來り、」

(願ひの二)

爾の國とは、聖書に所謂「上帝の國は、飲食に在らず、乃ち義と和平と聖神に由る喜びとに在る」ものをいひます。(ロイ十四) 此世に於ては、一に之を「恩寵の國」と名づけます。此國が來るのは、如何いふありさまであるかについて主のお言に依るに「上帝の國は、顯はに來らず、……善し視よ、上帝の國は、汝らの裏に在り」といふことです。(サ、サ十七) すなはち極々神妙秘密にして來るものであります。

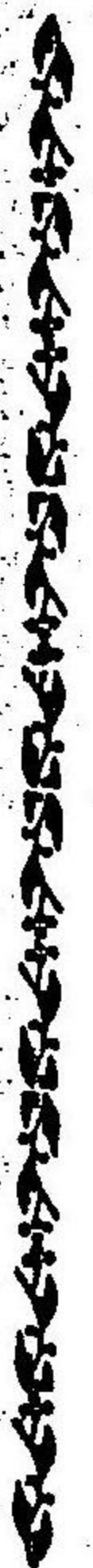
此上帝の國の來臨は、純ら心を清淨潔白にして、天の王たる至聖の神が、其身をつかさどるに任ずる者にはばかり、あります。かの不淨不潔にして罪の王が、其身をつかさどるに任ずる者には、とてもその來臨がありません。即ち聖使徒の言に「故に

罪は、汝らの死すべき身に王となりて汝らは其愆に徇ふとあるべからず」といふをしへを記憶して我と隣のために大に奮發すべきです。(ロイ六の)

我が全國には大小二百有餘の教會が有ます。内で、東京本會なる「ハリストス復活本聖堂」は(俗に ニコライ堂と云ふのは言者の誤り、)是れ即ち我が大日本に於ける「ハリストス 正教會」の本部であります。右に申した「恩寵の國」は、すなはち又「ハリストスの教會」のことで、「聖堂」は又「ハリストスの教會」を代表するものであります。故に古來何れの國でも、新たなる傳道地に聖堂が立つ様になれば、そこにハリストスの福音が行はれて、上帝の聖なる教會が立てらるゝ印であります。而して一國に聖堂の數がますます多く立てば、正教會の進歩とハリストスアニンの勢力のいよゝ盛んに趣きつゝあることを知るゝとが出來ます。今我が國では、まだ年若い教會ですから、本聖堂が一つと、十字架聖堂が一つ、其他地方の聖堂が十數個に過ぎません。假教會所は百以上

もありましよう。(本聖堂とは主教座のある大聖堂、十字架聖堂とは主教居館の聖堂です。其他單に司祭又は傳道者だけの居る所の禮拜堂は、之を聖堂若くは會堂と稱へます。)

終に「上帝の國」といふ語を以て、又「光榮の國」のとを申します。ハリストスアニシが最後の望みは、終に此完全至福なる「光榮の國」を嗣ぐとにあるのです。故に聖使徒パウロは、「我は二つの者の間に介まれたり、釋かれてハリストスと共に在らんとを願ふ、蓋し是れ最も美なり」と申してゐます。(コリントの三)



第三回、吾人は絶對的に上帝の旨に服従すべき事。

「爾の旨は天に行はるゝが如く、地にも行はれん、」 (羅馬の三)

上帝の旨とは、すべて吾人の聖潔なること(前四の三)すなはち我らは彼れの誠命に於てあらはされた聖なる旨を行ふて我らも共に聖なるものとなり而して救ひを得らるゝものとなり真理を知るに至るとは、彼の願ひ給ふ所です。(コリントの四)

此とほり聖なる上帝の旨は、何時も聖である、けれども人間の旨は、屢不聖であります。我らは自分の願ひに由て罪を犯すことがすくなからぬ次第です、けれども上帝は勿論罪を犯す筈もなく、且つ我らの望みよりも更に多くの善をおくだしになすまう。それは若も我らが自分の我儘と頑固を以てその善を拒まない限りは、必ずおくだしになります。(三の廿)故に我らは上帝の旨に對しては、

絶對的服従して、少しも危いとはありません、否却て愈々安全であります。たとひ此世では多少の迫害を受けることが有ても、上帝は必ず之を償ひます。然れば我らが、茲に上帝の旨が地に行はれることを願ふのは、凡て我らの爲すと、或は偶然出逢ふとでも、一切我ら自分の氣儘に行はれずして上帝の聖心の儘に行はれることを願ふのです。

「故に爾の旨は、行はれんといふのは、我らが上帝の旨に従ふによつてたとひそのために苦難をうけるようなことが有ても、決して我らの爲に少しも悪いとはないと確信して、彼れの旨が我らに成就するとの望みを言表はすのです。視よ、主は苦難の來る前に於て、人間の肉體の弱いことを御身の肉體について示さうとして「父よ、噫若し爾は此の爵をして我を過ぎしめんと肯んじたらんには」と申された。(ルカ廿二の) けれども直にこれに加へて「我の旨は成らずして爾の旨が成るべし」と申されました。彼は御自分自ら父の旨と力でありました。それでも

彼は目の前に向て來た苦難を必ず免れてはならぬことを示して、御自分を父の旨にお任せになりました。(古へ教會の記者)

此前三章に挿んだ「ゲフシマニヤの祈禱」の圖は、即ちこゝにいふ主がその爵について上帝の旨に服従し給ふところを描いたのであります。我らは此願ひに於て、上帝の旨が地に行はるゝとは「天に行はるゝが如く」なるを願ふのは、ちやうど上帝の天使らが天に於て完全なるが如く、我らもそのよ

うな完全なものとなるべきためであります。次に挿んだ繪は、義人ノイが、上帝の旨に服従して方舟を造つてをる所です。其上に老翁の形で現はれておるのは、上帝が其旨を示し給ふ容子を象つたのです。ノイと其他の聖人は、今も皆天に、在て天使らと共によく上帝の旨を行ふてをります。そこには誰も邪魔をする者は有ません。



ノアの方舟を造る

信仰に由りてノイは、未だ見ざる事に於て啓示を蒙りて、敬んで其家族を救はんが爲に方舟を備へたり、

(エヴェイ十一の七)

〔注意〕

此様な象りの圖を見て、又一の偏見から、小兒の爲に云々と妄議する人があるかも知れぬが、著者は此編を以て、特に小兒の爲にばかりなしたのではない、乃ち智なる教師及び多少事理を解する家庭の爲にしたのである。

第四回、地上生活の必要物と天よりの糧。

「我が日用の糧を今日我らに與へ給へ、

(願ひの四)

以上第三までの願ひは、我らの神靈についての要求でしたが、こゝには轉じて此世の生活に必要な物の願ひとなりました。「日用」の糧といふ直接の意味は、只肉體の食物、飲物のとですが、尙これと共に生活上なくてはならぬ物、すなはち衣物だの住所だの又必要なる其他の物も含んでゐます。

此らの物を「今日：與へ給へ」と申すのは、すべて物質の入用は、現に必要なだけに止め、決して餘計の上に餘計を求めて、慾をしてはならぬといふことです。主のお言に「明日の事を慮る母れ……一日の心勞は、一日の爲に足れり」といひしめてあります(六の廿四)所が我らは明日どころか來年どころか、さきからさきへと取越苦勞して、兎角飽足ることを知らず、たましひのとは、まるで無頼着な流儀が

多いですが、それらについて尙くはしく主の門徒が訓へた言をおさへなさい——
 「我らは何物をも世に携へ來らざりき、何物をも之より携へ去るを得ざると明なり、
 食あり、衣ありて、我らは足れりとすべし。富を得んと欲する者は、誘ひに、網に、
 人を災難と沈淪に溺らす所の無知にして害ある多くの慾に陥るなり。盡し利
 を貪るは萬惡の根なり、或者は之に耽りて、信仰より離れ、多くの苦みを以て
 自ら刺せり」といふてあります。(タイモフエイ前)

俚諺にも「天道は人殺さず」といふてある。至仁の上帝は、獸にも食を與へ
 鴉をも養ひ(聖詠百四)野の草にも美しい衣裳を着せてくださります。(マツフエイ六)と
 して萬物の靈たる人類を必要の衣食住なくして打棄てらるゝとが、ありまし
 やう、決してそれはありません。故に我らは、せひなくてはならぬ分だけ求めるのは
 宜しい、有ても無くてもよいような贅澤物は無論、其他必要物でも、他の重大なる
 との後に廻してもよい物は、之を受け取るも受け取らないも、一に上帝の旨に任せて行

くが安全です。

尙「今日」といふ言に付て、古の聖師父は「毎日」といふ言に代用されたのであ
 る、パエルも「今日」と稱ふるを得る間「日々」(エサヤ三)のとである」と説てゐま
 す。(イエルサリム)兎に角「今日」といふ言は、甚だ味ひがあります。實に明日は
 もはや我らの權利に屬せず、否實に今夜のこともはかられない。彼の救世主のお
 たとへにある愚な富人が多年の安樂のために大な倉を建てる計畫を想像して、其
 夜の中に生命を取られるといふ恐ろしい聲を聞たようなものです。(ルカ十二の十
 を著)

そこで此世の糧も、或る程度までは求めなくてはなりません、茲にもツとも
 必要重大なのは、此「糧」の言に含む他の意味であります。すなはち神靈の糧なる
 上帝の言と聖體機密とをうけるとです。若もこれを缺たならば「内部の人」即ち
 我らのたましひはだんく弱つて終に餓死するようになります。そこで我らが此

世に於て、まことに人間らしく活きる爲にと、進んで永遠の生命をうけるためには、聖書から左の言をよく味ふて守ることを忘れてはなりません。

「彼(ハリストス)は答へて曰へり、録せるあり、人は惟パンのみを以て生くべきに非ず、乃ち凡そ上帝の口より出づる言を以てすと。」(マコ四、イ)

「イ、スは彼らに謂ふ、我が糧は、我を遣はし、者の旨を行ひ、其功を成就するに在り。」

「主は、義人の靈魂を飢えしめず、惟悪人の財貨は、其れ必ず投棄てられん。」

(箴言十の三)

「我が(ハリストスの)體を食ひ、我が血を飲む者は、永遠の生命を有つ、我(ハリストス)は末の日に於て彼を復活せしめん。」

(イオアン六の五十四)



ヤリイ 者言預大聖 るけ於 に下の樹松杜

前に示した繪は、聖大預言者イリヤが上帝の天使から奇蹟で食物と飲物をうけた所です。惟一の上帝に熱心なるイリヤは、イエザワリの迫害をのがれて、イウヂヤの南境なるワルサワから遠く南の方に行き、野原で杜松樹の下に止り、上帝に憂ひを告げました。それから彼はこれまでの疲れでそこに休みました。彼が寝てゐる中に忽ち天使が来てこれを覺まし「起きて食べよ」と申しました。イリヤは其傍を見廻したところが、ふしぎにもそこにパンと水瓶がありました。彼はそのパンを食べ水を飲んで、其身に元氣をつけ、それから四十日の旅をして、上帝の山てふホリフ山に達しました。此は形体の糧でしたが、此と共に彼は神靈の糧をもうけたとは勿論です。

(列王上十九の二、一九。)

第五回、父に罪赦の願ひ、及び隣に友愛と寛容。

「我らに債ある者を我らが免すが如く、我らの債を免し給へ、(願ひの五) 至仁の主は罪人の死を悦ばず、轉じて生さんと欲す、」(イコサの十一)故に此の言を以て我らに罪人が悔改して罪を赦さるゝとを教へてくださったのです。

何故罪の事を「債」と申されたかとたづぬるに、我らは何事でも善いとは、すべて上帝から受け、若くは預けられたものであれば、復上帝にお返し申さねばなりません。即ち上帝から誠命を授けられて、これだけの事を守れと命せられたのにこれを守らなかつたならば、即ち我らは上帝の前に大なる債を負ふたものでござります。

此債は、甚だ大きくて餘り多いから、我らはとても債權者(即ち上帝)に償ふことができません。そこでひたすらハリストス贖罪主の功徳をたのんで大仁慈の上

帝にお免しを願ふの下。

然るに我らは公義の上帝に斯いふ別段な大仁慈を願ふのであれば、自分らも亦他の人に對して別段な仁慈を施さねばなりません。即ち他の人が何か余に對して不都合をなしたか無禮を加へたか、其他彼らが我らに對して債を負ふ場合に於て、つとめて其人を怒らず兄弟を憎まず、乃ち友愛と寛容の心を以て、我らは之を免さなければなりません。若しそうでないと上帝から我ら自分の債も亦免されません。(マトフエイ)

茲に掲げた繪は、救世主のお諭言から象ツたので、はじめ或負債者は自分の君主から一萬タラントといふ大金を借りてゐたのに、何時まで経ても返すことができないから、君主はこれを憐んで一切免してくれました。ところが此負債者は、途中で自分の同僚に、すなはち彼から僅か百デナリーの借錢を負てをる者に出逢ひました。そこで彼は其同僚を酷い目にあはせて嚴しい催促をし

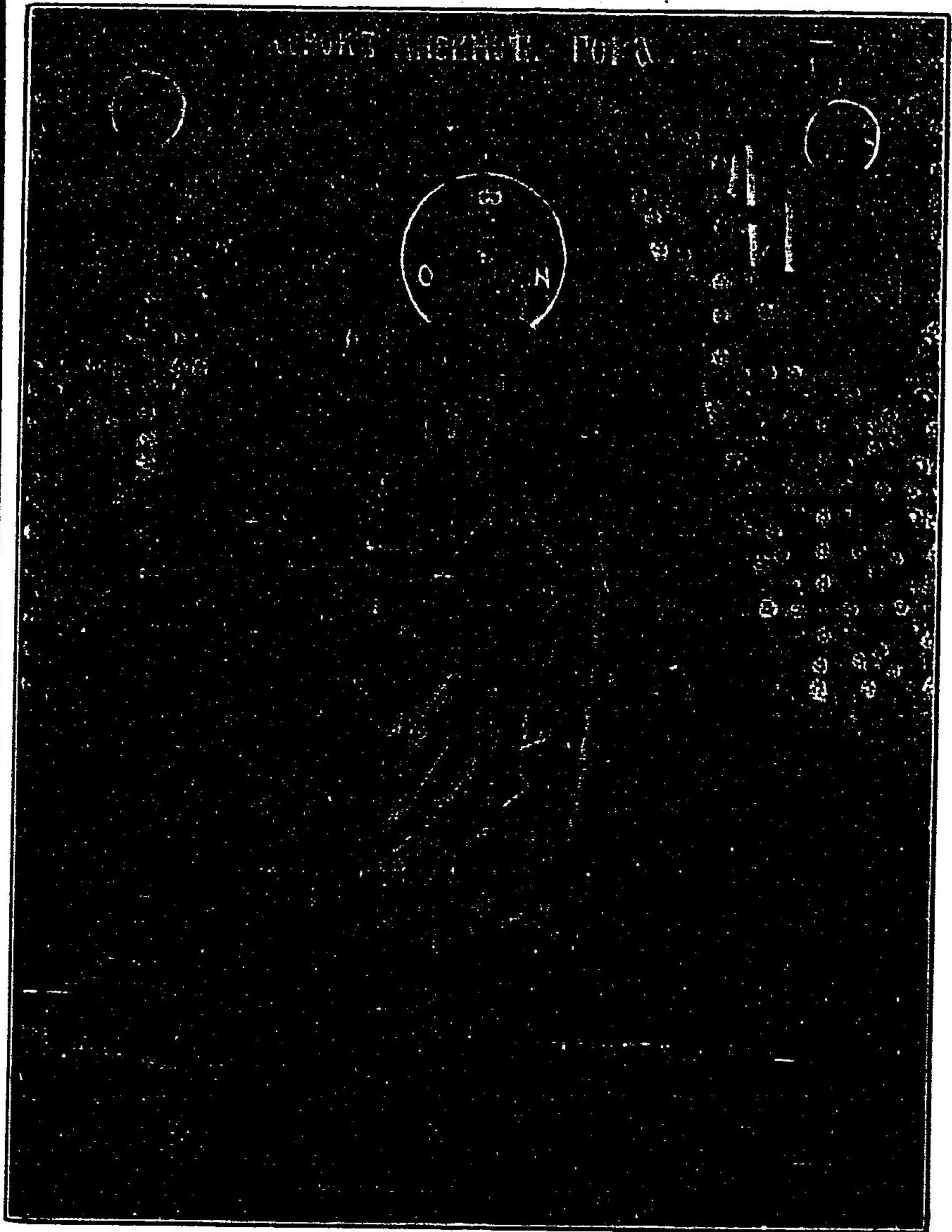


一萬タラントの負債

てこれを牢屋に打込みました。彼れの君主は、之を聞て大に怒り早速彼を呼出して「悪い僕よ、汝は余に願ふたから、余は其債を皆免してやつた、余が汝を憐んだ通り、汝も亦その同僚を憐むべきではないか」と斯く申されて彼も亦牢役人に引渡されました。救世主はこの訓言を結んで「汝らも各々其心より己の兄弟に其罪を免さざれば我が天の父も亦斯の如く汝らに行はん」と仰せられました。(マトフエイ)

三〇の「五までにつまびら」です。この「の」のあたりの中にあるエッセイの「一万ダラント」は、
我が大凡二千六百万圓餘にあたり、ローの「百サナキ」は大凡二十圓ほどにあたると思ひます。

我らが人の罪を免さなければ、上帝も我らの罪を免さぬとは、何故であるかと
申すに、自分にたくさん罪がありながら、兄弟の罪を免さぬといふのは、其心術が
あまり無慈悲であるからです。かく自ら不仁慈であれば、己れに天の父の仁慈
を招くことのできないのは、もとより、其咎であります。



山の旬四

第六回、陷罪の豫防。

「我らを誘惑に導かず、」

(福音の六)

誘惑とは、我らが信仰に動搖を出來し、又は罪に引かれうとする危い機會であります。それで「誘惑に導かず」とは、此らの危機の爲に我らを陥らせないよう「」との意味であります。

誘ひには外から來るのと、内からのと二通りあります。外からののは、サタナ即ち**悪魔**と、**世俗**即ち他の人間から來るもの。内からののは、我が**肉體**と**靈魂**から起るものであります。

サタナの誘ひのとは、聖書に「汝らの敵なる悪魔は、吼ゆる獅の如く、遯り行きて呑むべき者を尋ね」といふてあります。(五の八) 彼は至上至大なるハリストス上帝の子さへも試みて上帝に背かせうとはかりました。けれどもハリストスは見

事に彼れの悉くの誘ひを斥け、終に彼を逐拂はれました。

前に掲げた繪は、サタナ即ちその試むる者が大能の主から悉くその謀を打破られて大に面目を失ひ、獨り光榮の主はいと嚴かに立ておいでになる
ところですよ。あとには、天使が降つて主にお事へ申しました。

世俗の誘ひのとは、聖書に「凡そ世に在る者、即ち肉體の慾、目の慾、度生の驕りは、父よりするに非ず、乃ち世よりするなり」とあるとほりです。(イオアンの六)ハリスティアンは、多く世俗から誘ひを受け、而して世俗の惡黨は、魔鬼の手下となり肉體の慾とも共同して甚しきは信者を迫害することがあります。主イエス、ハリストスは、預め此を我らに訓へて「汝らは若し世に屬せば、世は己れに屬する者を受せん、されど汝らは、世に屬せず、乃ち我は汝らを世より選べり、此に由りて世は汝等を惡む」と仰せられてあります。(イオアンの福音)十五の十九)

肉體の誘ひのとは、聖書に「汝らは神を以て行へ、然らば肉の慾を成さずら

ん。蓋し肉の欲する所は、神に逆ひ、神の欲する所は、肉に逆ふ……」といふてあります。(ガラテヤ五の十六、十七、尙ほ)大智者 ソロモンの 言にも「腐れたる肉は、靈魂を苦しめ此地の家は多慮の智慧を累はす」とあるとほり(不規程ソロモン)此世の人はお互に不淨なる肉の慾に誘はれ、幾んどその靈魂にまで腐れを及ぼし、いろいろと内部に悶へ苦んでをることがすくなからぬ次第です

靈魂の誘ひのとは、多く異端、無神論、妄信などにかへはります。ソルンのシメオンといふ大主教の言に「蓋し怨みを満て、常に我らを敵視する讒者は、多く惡魔よりも、人類よりも肉體よりも、靈魂の不注意よりも來るところの誘ひが多い。此らはすべて熱心に苦戦する者をも迎へ、又懶惰な者をも迎へる。たゞ義人らの誘はるゝのは、試みて進歩せしめ轉じて善とならしむるのである」と申してあります。このたましひからする誘ひは、イアコフの公書に所謂上から來るのでなく乃ち地と魔鬼に屬する者と並んでをる所の靈魂で、また上帝の像を印され

ないところの下等なたましひから起るものであります。(イコリノ三の十五、参考)

之を要するに何の誘ひでも、全権者たる上帝の腕には、何の力も あるもので はありません。(の廿二) 彼らは、只上帝のお許し、若くは放任に由て、はじめて其 わざをする事ができるのです。故に我らは、此新膚を以て全能の上帝になるべく 凡ての誘ひの危きよき免れさせて置くこと、又若も我らに誘ひを以て自分を 試み練へらるゝ場合があつたならば、則ち我らの力に過ぎた誘ひを許さないよ うに、これとともに我らが沈淪に陥らないように守つて置くことを願ふのであり ます。御ち

聖書に「上帝は信なり、汝らが誘はるゝと、汝らの能くする所に過ぐるを 容さず。乃ち試誘と共に逃るべき法を備へん、汝らの堪ふるを得ん爲なり」 (コリノ三)と訓へてある通りです。



民リイラズイるけ於に海紅

第七回、隣を敵としてはならぬ、我らの敵は

悪魔のみ。

『尙我らを凶悪より救ひ給へ。』

(願ひの七)

此「凶悪」といふ直接の意味は、萬惡の原たる悪魔のことですが、其れと共に先づ形體上に於けるいろ／＼な悪事、災難からと、次は、神靈上に於けるいろ／＼な罪惡と、殊に恣惡の靈なる悪魔の害からと終に來世に於ける永遠の苦みからのがれるとを祈ります。我らは「皆惡に伏する世」に在て——一步過まてば、毒蛇の口は、我が生命を地獄にくはへ去らうとする境に在て、——此ら一切の凶惡から救はれることを祈るのは、最も大切でござります。この最後の願ひに於て、我らは、其身の最後に於て、我らの罪なるたましひは、悪魔につかみ去られて「怒りの子」の群に投せられないように、特に主から平安の天使——守護天使——を以て此恐ろしい

凶惡から助けられることを願ふべきです。而して我らの周圍に凶惡は、算へ切れぬ程なくさんあるのに、こゝに「凶惡」といふ語を單數で表はされたのは、我らはいくら隣からの惡を見ても、決して隣を敵としてはならぬ、只萬惡の原なる惡魔のみを敵として戦ふべきを示されたのです。

前に挿んだ繪は、イスライリ民が、聖大元帥モイセイの導きに依て、上帝の奇蹟に依て、エジプトの凶惡から救はれたところですが、上帝はその強き力で、かの頑傲なるフラオンの大軍を滅ぼし、イスライリの子には、深き海を陸地にして安々と渡らせてくださりました。此は只物体上のことでしたが、今も無形には、サタナの**大軍**、**罪惡の深き海**など、種々**危難**があります。其は**前述の祈禱の必要なる所以**です。

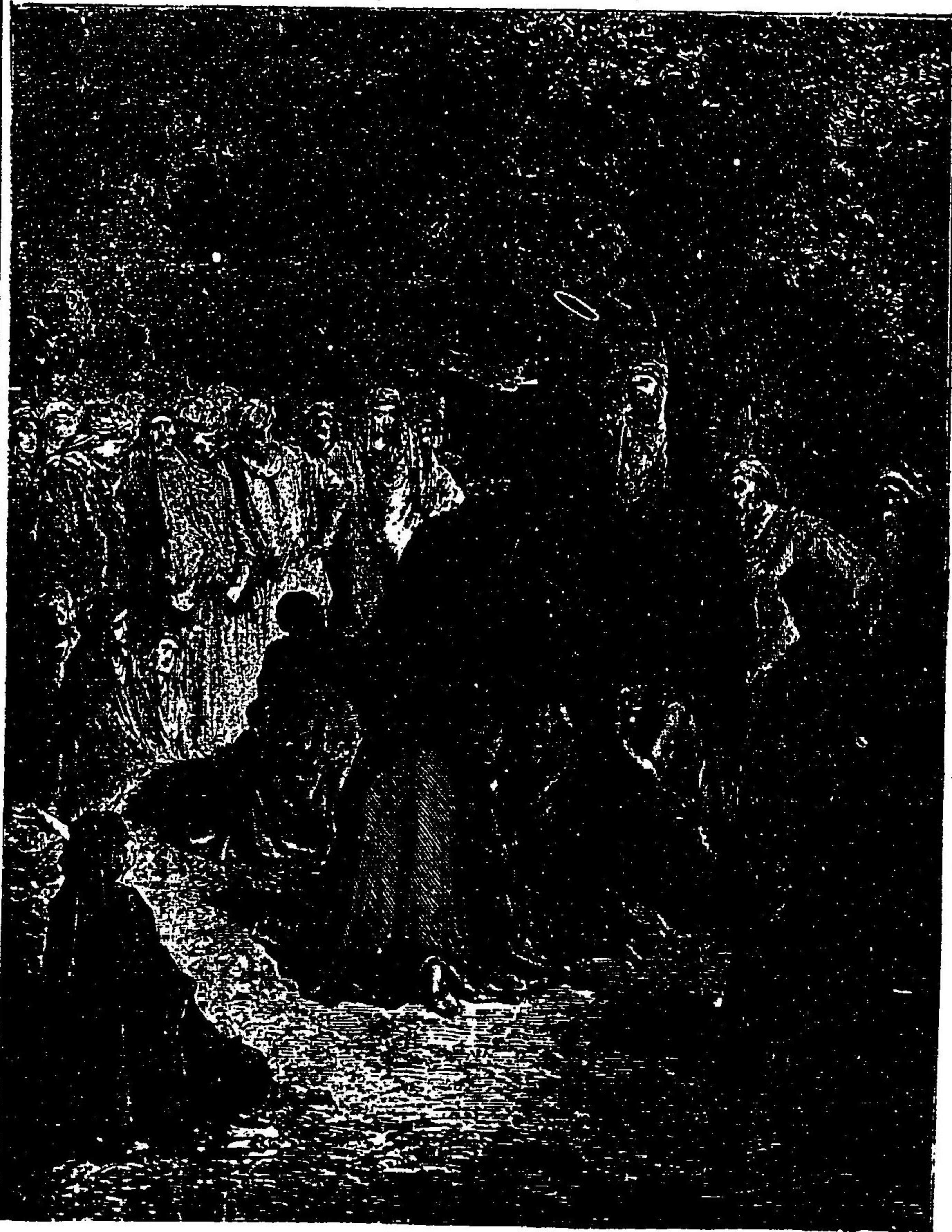
第二段、——讚榮。

「蓋し國と權能と光榮は爾に世々に歸す、アミン。」(主の祈禱の終結。)

主の祈禱の起句には、上帝を「父」として、あらはし、茲に終結には、彼を「王」としてあらはされました。我らは子としては「父」に慈憐を求むる通り、又民及び兵隊として「王」に尊敬をたてまつり且つ其願ふとは必ず得らるべきを信じなければなりません。なせなれば、此世の「國」も、永遠の國も、悉くの「權柄能力」も、「光榮」と威嚴も、一切彼大王に屬し、「世々の先にも、今にも、萬世にも(彼に)歸し」(二十五)凡そ天に在るものも、地に在るものも、——として彼れに逆らふとは、できないからであります。

最終の「アミン」は、譯すれば「誠に」又は「必ず此通り成就する」との意味で、これを以て我らは今まで主にお願い申したことは、我らと隣の靈益の爲に、必ず御聽納れになるといふ確信を表はすのです。愛の聖使徒が證明してをる言に「我らは彼れの旨に従ひて求むれば、彼は我らに聽く、是れ我らが彼れの前に毅然たる所以なり。凡そ彼が我らの求むる所を聽くを知らば、亦我らの彼に求むる所を得るを知る」といふてあります。(イオアン一書) (五の十四、十五)





救世の主の説教

「第四章」上帝と隣と自分に對する善行。

此までは、重に上帝と隣に對する善行、即ち上帝を愛し、隣を愛することでしたが、今度は、自分を愛することについて少しくしらべて見まじやう。然るに聖なる誠命には、上帝と隣を愛することについての誠命は、明かにありますが、自分を愛せよとの誠命は、別にくはしく見えません。此は何故であるかと申すに、我らは、たとひ誠命の明文がなくとも、生れながら自分を愛することは知てゐるからであります。即ち聖書に「人は未だ己れの身を惡む者あらず、乃ち之を養ひ、之を温むると主の教會に於けるが如し」とあります。(エフェソス五)けれども、ハリステアニンは、これを以て敢て自分に對する愛の本分をしらべずとも善いといふわけにはゆきません。なせなればたとひよく知てゐるだけでも、益々進んでしらべるたけ益々よく知ることができます。況て我らは生れながら知てゐるとは知てゐても、

一回罪の爲に自分を曇らせたものであれば、時として間違へることもあり、忘れることもあり、否或高尙なことになる、知ることが甚だ不充分であることを感じます。そこで聖書と聖なる神父と賢き教師らの教を照し合せて見れば、自分に對する愛の意味は、すいぶん明かになつて來ます。

先づ聖書に「隣を愛すると、己れの如くせよ」と教へてあるのは、(ルカ廿)即ち他人の人を愛するには、それより先に自分を愛するを知つてゐなければならぬといふ意味をもつてゐます。さてハリスト教で、自分を愛するとは、如何なものであるか、とても俗に所謂「自愛」とか「利己主義」とかいふものとは違ひます。彼らの如く上帝を侮り人の幸福を犠牲にしてまで自分ばかりの利益をはかるといふような流儀でなく、即ち我々が自分を愛するのは、第一上帝の愛の爲で、又これを以て人を愛する情をいよく精しくする所であります。なせなればハリストアニンの自分を愛するとは、外ではない、主イエス、ハリストスの教に従ふて

上帝に悦ばるゝことを行ひ而して自分の救ひを得るに務むることであるからです。我々は若しも自分を愛せず即ち自分の救ひの心を慮らなれば、冷淡になつたならば、とても隣の救ひの心を願ひません。よし隣の救ひの心を願ふたからとて、自分についての善行をもたなかつたならば——自分を愛する善行がなかつたならば——隣のために、何の役にも立つものではありません。そこで聖使徒パウロは、隣を愛するために、主の福音を傳へつゝ、若も自分の身が、何の役にも立たずに倒れてはならぬと深く自身に省みて申しました「乃ち我の體を制して之を服せしむ、他人を教へて自ら棄てらるゝ者とならざらん爲なり」と。

(コリント前九の廿七、ロマ二の廿一、
それにマコ五の十九を參考)

それで自分を愛すると、即ち自分に對する善行については、たくさんありますが、先づ其最も大切で一般に心得てをるべきことは、至極の謙遜 即ち神の貧しさと、自分を知らず即ち罪人と認むると、溫柔なると、義を慕ふと、慈悲と、心

の清きと、和平を行ふと、自分を捨てることと、忍耐のことであります。此らはいま主イエス、ヘリストスが、その昔幸福の山で説教の一ばんはじめに仰せになつた九箇條の訓誡に籠つてをります。

幸福の訓誡九箇條

- 一 神の貧しき者は福なり、天國は彼らの有なればなり。
- 二 泣く者は福なり、彼らは慰めを得んとすればなり。
- 三 溫柔なる者は福なり、彼らは地を嗣がんとすればなり。
- 四 義に飢る渴く者は福なり、彼らは飽くを得んとすればなり。
- 五 矜恤ある者は福なり、彼らは矜恤を得んとすればなり。
- 六 心の清き者は福なり、彼らは上帝を見んとすればなり。

七 和平を行ふ者は福なり、彼らは上帝の子と名づけられんとすればなり。

八 義の爲に窘逐(迫害)せらるる者は福なり、天國は彼らの有なればなり。

九 人が我の爲に汝らを訴り、窘逐(迫害)し、汝らのことを偽りて諸の悪しき言を言はん時は、汝ら福なり、喜び樂めよ、天には汝らの賞多ければなり。

(マツフェイ五の三から十二まで)

第一回、自分に皆無を認むると、神の貧しきと。

「神の貧しき者は福なり、天國は彼れらの有なればなり。」

(さいはいの第一條)

神の貧しき者とは、ちようど體の極貧者が何ももたないような具合で、彼は自分の神靈に何の善行も功德ももたないと認むるものです。よし何か有るとしても、それは皆至仁なる上帝のおさづけになつたもので、何一つも自分の所有物といふものはない、若も上帝の恩寵がなかつたならば、如何な僅かな善をも行ふ事もできない、斯う認めて何事も一切上帝の聖旨と恩寵を仰いでつとむるもの、すなはち至極の謙遜者です。

謙遜なる者は、斯く自分を全く上帝に隷屬して自分の不完全を認め、多くの人よりも、自分を劣つたものと認め、人から輕蔑を受けても、之を恨みず、却て當然としてをります。けれども決して卑屈なのではない、彼は愈々自分の缺點を

認むる程、愈々奮發して善徳に進歩をはかります。

此神の貧しき事を守るについては、彼の大に謙遜であつた聖使徒パウルの「蓋し誰か汝を異にするか、汝は何の未だ受けざりし者を有つか、若し受けしならば何を受けざりし者の如く誇るか」との金言を記憶すべきです。(四の七、前)

斯く神の貧しき者は、此世に於ても、既に天國は其心の衷にきざしてゐます。而して彼らは上帝の前に富んで、つひに後の世に於て永遠の福樂は、とても今たとふるに物もありません。

福音の爲に大功勞の有た大の謙遜家なる聖使徒パウルは、聖書に「自白してをるとほり三重の天に昇つたとさへいふ大聖人であります。然るに自分は他の多くの罪人よりも、一ばん罪人であると認め、而して其善行を屬むとにについては、其自ら記した言に「兄弟よ、我は己れを以て得たりと思はず、我は只一事を務む、即ち後ろを忘れて前に進む」と申してゐます。(三の十三、)是れ

我らの夙夜忘れてはならぬ責誠であります。

彼が三重の天に擧げられたとは、コリント後十二の二から四までに見えてをります。



第二回、自分を罪人と知ると、――涕泣。

『泣く者は福なり、彼らは慰めを得んとすればなり。』

(コリントの二)

泣く者』とは、自分の罪を認め、過を悔て、主の前に痛く憂ひ、心の底から涙を以て、義なる怒りに遇はんとを思ふて悲む者のことを申します。聖書に「上帝の爲にする憂ひは、悔なき悔改を生じて救ひを得せしむ、惟世の憂ひは死を致す」といふてあります。(コリント後)

泣く者』にあたへらるゝ「慰め」とは、罪の赦しと内の和平から来る安心であります。自分の罪過のために泣く者は、時として悲みの餘り、失望の危きに迫ることがありますから、至愛の主は特にこの許約を以て彼らを憐み給ふのです。涙の後に此慰めの非常に幸福であるによつて、シリヤのイサクが「既に自分の罪を認めた者は、自分の祈禱を以て死者を復活する者より勝り、自分を知らざるを



あたへられた者は、天使を見るとをあたへられた者より、まださいはひである」と申してゐます。

此の繪は、ルカのお諭言中の放蕩息子の子が、悔改して泣く者となつて、慈愛の父から慰めをうけてゐるところです。この物語は、ルカの十五章(十一節)につまびらかであります。「父よ、我は天及び汝の前に罪を得たり、既に汝の子と稱へらるゝに堪はず。」

第三回、溫柔にして自ら抑損する事。

『溫柔なる者は福なり、彼らは地を嗣がんとすればなり。』

(さいはひの三)

「溫柔」とは、心を柔らげ、おだやかで、何時も戒慎儆醒して、もつとも怒りも高ぶりをつゝしり、天を怨みず、人を尤めずといふ心術であります。

此様な心術であれば、此世で物事に損をする事が多い。故に主は彼らの償者となつて大なる恵みを約束されました。昔しイスラエルの民が、上帝の約束の土地を嗣ぐといふとは、彼らの爲に此世に於ける大なる恵みのしるしでありました。そのとほり我らハリステアニンも、若も我らの救ひのために利益となれば、此世でも物體上の恵みを受けることが出来ます。けれどもハリステアニンについて、この許約は、その最も大切な意味は、聖王ダワードが「我は主の仁慈を生命の地に見るを得ん」と歌ふたところの(聖詠廿六)生命の地、即ち永遠の生命ある神靈の國

にありません。

自ら溫柔なる救世主は、幼児の溫柔無慾を嘉して、彼らに祝福を賜はりました。其詳細は、聖福音に左の如く録してあります。

「時に幼児をイ、ス、に携へ來りて、彼らに其手を按せて祈らんことを求むる者ありしに、門徒は之を戒めたりし。然れどもイ、スは曰へり「幼児を容して我に就くを禁ずる勿れ、蓋し天國は是くの如き者に屬すと。乃ち彼らに手を按せて彼處を去れり。」

マトフェイ十九の十三、一十五、マルコ十の十三、一十六)

第四回、自分の靈魂に義を渴望すること。

「義に飢え渴く者は福ひなり、彼らは飽くを得んとすればなり。」

(マタイの四)

此處に「義」といふのは、一般の意味から云へば、すべて邪の反對で、すなはち

正義のことでありますが、こゝには別段高尚な意味をもつて、聖預言者の所謂「永遠の義」(ダニエル九)即ち七十次七日節の期に顯はれて罪を贖ふ者の義、又聖使徒の所謂「上帝の義」即ち上帝がイ、ス、ハリストスを立て、挽回の祭と爲し、我らの行ひし諸罪の赦しに於て、彼れの義を顯はし、及びイ、ス、を償する人を義となすことを示さん爲なる義を指して申します。(ローマの三)

「第一の神の貧しき者の如く、喜んで善行をなしても自ら義とせず、第二の泣く者の如く自分は只上帝の前に罪ある者と認めて、熱切な信仰と望みを以て主イ、ス、ハリストスにすがりつき、其恩寵に依て義とせらるゝことを靈魂の飲食と

して「慕ふ者」は、即ち「義に飢る渴く者」であります。そこで「ちょうど肉體の飢る渴く者が、何か物質の飲食を得て、飽て身体に勢力をつけるように、靈魂の飢る渴く者は、『上帝の義』といふ糧と恩寵の水を得て、其靈魂に「飽く」と、すなはち大なる安心と、善行に進む勢力をつけられるとであります。

聖 大預言者は、世に向て大に義を催促して「善を行ふとを學べ、義なる裁判を求めよ、屈せらるゝ者を伸ばせ、孤兒を護り、婬の訴を理めよ」と申してゐます。(イサイヤ) 若も此世の強き者が、弱き者に對して義を行はなかつたならば、強き者は、禍でありますが、彼ら弱き者は、乃ち義に飢る渴くことを以て、此條の福を享けることが下さります。

聖 詠者の言に「惟我は義を以て爾の顔を見んとす、覺起きて爾の容を以て自ら飽足らん」といふてあります。(聖歌十五)

此聖なる上帝の容に親り接近して、義の満足を享けられるのは、無論永遠の國に及んで得らるゝとでござります。

昔しノイは方舟から出て上帝に感謝の燔祭を捧げました。これは、彼が義を慕ふ者であつたからです。且つ彼は上帝の義を當時の不敬虔者にも懇切に傳へたに由て、一に「義の傳道者」と名づけられました。(九十六頁參看)。

義 なるシメオンは、其久しく上帝の義を慕ひ、之を賜ふのハリストスを望んで居ましたから、聖神に由て、主のハリストスを見ざる先には、死を見ざらんと示されました。果して彼は呼吸の中、ハリストスを見て、主宰や、今爾の言に従ひ、爾の僕を釋し安然として逝かしむと曰て上帝を讃揚げました。(前編 七十三頁前の挿畫參看)。

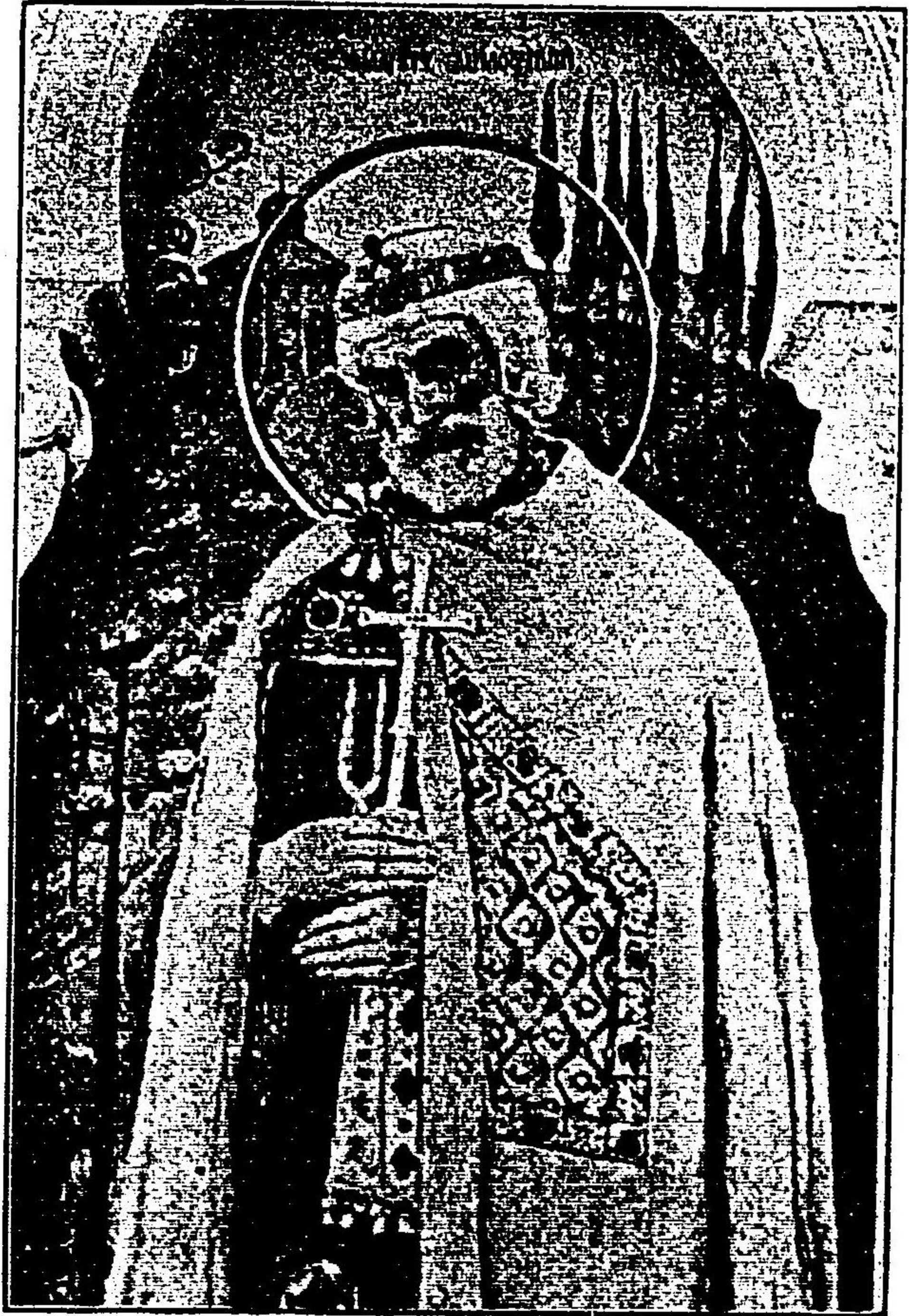
〔補〕上帝の義に飢る渴き、永遠の義に飽つさるゝとを求めるのは、丁度身體に飲食の缺ぐ可らざる如く、甚だ必要緊急の事であるのに、さて世の中の實際は如何であるか、此事の感懐く人は

至つて少い様ではないか、此問題に付ては、クロンシタットの長司祭イオアン父が左の如く答へてゐらる。

「眞に義に飢ゑ渴く者が、吾人の間に少いのは、外ではない。罪の夢に眠れる罪人が甚だ多く、心の死んだ者、義の爲に死んだ者の多いのと、罪の爲に生きて働く者が多いのに因て、ある。終に上帝の義とは何であるか、義に飢ゑ渴く者となるとは如何いふとであるか知らない者が多いからである」と。

斯て同父は此一大重要な福の教を説明して、人間の一番初め上帝に遣られたと其罪に陥つたところから回想し、人が義に飢ゑ渴く原因は、此中に含んでなると申されました。

「人は上帝の像と肖に因て造られた、聖使徒が言ふた通り、眞理の義と聖を以て造られた（エムス書）……其時人の靈の飲食は、義、即ち常に流る、義の泉なる主上帝で有た。そこで人が上帝と一體で有た時は、義に飢ゑ渴くもの何たるを知らなかつたが、罪を以て義を奪はれた時から之を知る様になつた云々。」



トレヲフ、聖者恤矜

第五回、隣と自分に矜恤を有つと。

「矜恤ある者は福なり、彼らは矜恤を得んとすればなり。」

(さいはひの五)

「矜恤」即ち慈悲、若くは、施しについては、世の人が多くは、只他の人に利益を與ふるだけの様に思ふてゐますけれども、決してそうばかりではない、すなはち大に自分の利益になると、(即ち)自分を愛する行為であります。そも此徳は「隣を愛すると、己れの如くせよ」と「凡の事、人の汝らに行はんと欲する者は、汝らも是の如く之を人に行へ」との聖誠(マトフニ)から出て来た愛でして、僅ににも所謂「なさは人は人の爲ならず」です。それは形の上でも、すいぶん此徳が會て慈悲をなした人に報いて來るともありませんが、心の上でいふと、又非常に自分の利益です。即ち施しは、自分の罪を淨め、自分を永遠の苦みから免れさせてくれるものであります。聖書に之を明して「施しは罪を淨くす」といひ、(マ三)

世)又「施しは死より救ふ」といふてあります。(十二の九)

矜恤の仕方には、形のと心のと二通り有て、どちらも亦七つの種類があります。先づ形の矜恤は、

- 一、飢えた者に食べさせること、
 - 二、渴く者に飲ませること、
 - 三、裸體の者に着物を着せること、
 - 四、牢獄に入れられた者を見舞ふこと、
 - 五、病人をいたはること、
 - 六、旅人を休ませること、
 - 七、貧窮な死者に葬式のせわをすること。
- 以上 主イ、ス、ハリストスが公審判の時に「祝福せらるゝ者」と呼んで福樂の國を嗣ぐことを約束されたお言の中にあります。(イコノフイの廿五の廿四) (イコノフイの廿五の廿四)

心に屬する矜恤は、

- 一、罪人を善行に導くと、(イコノフイの廿五)
 - 二、蒙昧無識の者に眞理を訓ふること、(イコノフイの廿七)
 - 三、難澁なる境遇に在る者に善き分別を授けると、(行實の廿七)
 - 四、人の爲に上帝に代求すること、(イコノフイの廿三)
 - 五、悲み争ふ者を慰め解くと、(ロマの十二)
 - 六、人の惡に報いざること、(ペトル前書の九)
 - 七、人の我に作せる罪を免すと、(マコの廿二)
- 茲に念の爲に申しておくべきは、我らが公義に由て或不度者を悔悟せしむる爲に適當の處置をなすと、及び職務に由て公安の爲に或犯罪人、若くは國家の寇に對して適法の制裁を加ふるとは、もとより矜恤の訓誡に觸るゝ者ではありません。

上帝が、矜恤ある者に報いたまふ。矜恤は、特に畏るべき審判の日に於て施されます。乃ち我らは己が多くの罪に由て永遠の義罰に定めらるべきを、彼は我が少ななる矜恤を徳として、其量られぬ憐みを垂れ給ふとです。

前に挿んだのは、矜恤を以て有名なる義人フレットの聖像を寫したのです。彼は小アジアの人で、富者でした。其両親も敬虔の人で、したから、彼は幼少の時から、上帝を愛し、人を愛する誠命を以て教育されました。彼は自分に斯くたくさんの財産があるのは、主が其兄弟に頒與へる爲に托されたのであるとを悟り、頻りに貧者に施しました。所が、外敵の侵入に由て、其財産は、すっかり取られてしまひました。然とも、其後フレットの類が、時のグレチヤ皇帝ユンスタンソンの皇后に立てられましたから、フレットは、復大に富貴の身分と爲て、總ゆる貧者、痲病者、不具者などを助けました。老年に及び、彼は自分の死期を知て、子孫に矜恤の事を遺訓し、徐に「主の祈禱」を唱へて

第三の願ひまで唱へた時、其靈魂を主にわたしました。

〔補〕「前第四の願ひでは、義に飢ゑ渴く者とは、己れを大罪人であると感じ、眞に自分の罪を悔いて、無いたまを直さうとする堅き決心を起し……甘心じて義と聖の飢渴、若くは聖を義とし、及び飽させる所のイイス、ハリストスの恩寵を得るに苦心する人々のとである。」「これと今の第五の願ひとは、最も密接な關係がある、なごなれば、我らは斯く大罪人で、自ら罪の爲に、義に飢渴を感じるのであれば、之を飽かせていたゞくには、又自ら特別の事をしなくてはならぬ。丁度、我らの債を赦していたゞくには、自分も人の債を赦してやらねばならぬ」様な道理である。そこで今特別の事とは、矜恤である。罪人に最も必要なのは何であるか、上帝の仁慈……審判に於て憐みを得んとである。……されば衆罪人も、罪の贖しとして慈なることを認め、汝の爲に出来る限り、仁慈を隣に顯はすことを勉めなければならぬ。」 (長町祭イスマンの説教より)

第六回、自分の心を清く有つと。

『心の清き者は福なり、彼らは上帝を見んとすればなり。』

(さいはひの六)

心が正直で、飾りがなくて、只内にある善い趣きを行ひにあらはすのは兎に角「心の清き者」には相違ないが、此れだけでは、まだ低い所です。此徳のもつと高い所に達するには、何時も忍耐して嚴重に儆醒、戒慎し、心の中から、一切の不正な望み思ひと、凡そ塵の世の物事に拘泥むの情を絶ち、而して信仰と愛を以て上帝なる主イエス、ハリストスを斷えず心に銘記して寸時でも忘れないように心掛けねばなりません。

上帝を見る」とが果して出来るか、此は如何いふ意味かとたづぬるに、聖書は人の心を目にたとへ、完全なハリステアニンを指して「心の目が明かになる者」と記してあります。(エファエス)からの清らかな目は、よく光を見ることが出来る、その

とほり清き心も亦無形の光なる上帝を見ることが出来ます。そも上帝を見るのは、永遠の幸福と安樂の源であります、故に「上帝を見んとする」許約は、永遠の幸福安樂の高等に位する福であります。(此一回は、大抵皆)

教會の聖人傳に賢明なる童貞女聖大致命女エカテリナが永遠の嬰兒なる上帝を見たといふことが有りますが、即ち心の清き者の福なる一例となるべき者であります。彼女は、ロマ皇帝マクシミアンの時、アレキサンドリヤの城市に生れた皇族の娘でありました。其母は信者でしたけれども、當時迫害がはげしいので、一時その信仰を秘してをりました。もつとも母は、其代父なる徳高き一老翁に頼んで、我が娘エカテリナに上帝の教を聴かせましたから、賢明なるエカテリナは、遂にハリストス教の真理を認めて洗禮を領けました。それからいと熱心に祈禱して寝ました。所が夢の中に上帝の母と嬰兒なるハリストスが現はれましたから、エカテリナは、其前に伏拜して、謙遜の祈禱を捧げました。

時に上帝の母は、エカテリナカテリーナの右の手を取り給へば、永遠の嬰兒は、ふじぎな指環を其手の指にはめて、彼女に終身童貞女として暮らすことをおはなしになりました。彼女は覺めてから、自分の手の指を見るのに、果して奇麗な指環がありました。そこで彼女は大に喜んで、此時から其心がすんかり、新しく更つて、爾來少しも此世のことを思はず、其心は清く、常に上帝の愛に満たされて、終に殘忍なる迫害に遭ふて主の爲に生命を捧げました。

聖使徒パウロ曰く「我は上帝に於けるの熱心を以て、汝らの爲に熱心するに因る、蓋し我は汝らを一の夫に聘定せり、淨き處女として、ハリストスに獻げん爲なり。惟恐る、蛇が其狡猾を以て、エワを誘ひし如く、汝らの意思も壞はれて、ハリストスに由るの樸實を失はんとを。」

第七回、和平を行ふと。

「和平を行ふ者は福なり、彼らは上帝の子と名づけられんとすればなり。」

和平を行ふ者とは、先づ自分から心を柔らげ思ひを平かにして、交際上には信義を缺がないように、すべて隣を待遇ふには友愛と親切を以てし、何事にもよく氣をつけて不和、争ひの端となるようなことを防ぐものであります。たとひ多少我が權利を譲つても、人と喧嘩をしない方がよろしい。又他人同士の反目でも、自分ができ得る限りは、之を仲裁してなかなほりをさせんとすつとめ、又それらの爲に上帝に祈禱してその途に和睦に至ることを願ひ、若又我らの力と地位が許すならば、國家の際に立ても、將に戦争の起らうとするのを止め、かの公然たる打毀し、燒撃、人殺し等の大難大慘烈がないように、盡力するのは、亦同

胞の爲に功勞ある和平を行ふ者であります。

斯く和平を行ふ者を「上帝の子と名づくる」のは、其功勞のすぐれたると、其福の高等なるを示すものであります。なせなれば上帝の獨生子が、いと高きよりいと卑きに降つて十字架にかかりたまふたのは、外ではない、即ち上帝と人の仇を打破つて天地の間に和平を行ふが爲でありました。而して今人の中で和平を行ふものは、ちやうどこの上帝の貴い行爲によくならふものであるからです。そこで彼らはハリステアニンたる名譽の上に尙大なる「上帝の子」といふ名を戴くやうになるのです。尤も此は空しい名義だけに止まるものではない、貴い名に相應して其福たる實の貴いとは申すまでもない真理であります。

主は和平の王で有ます、平安の王、我が靈魂の救主なるイ、ス、ハリステスは、驢馬に乗て、和平溫柔の姿を以てイエルサリムにお入りに になりました。即ち今に「枝の祭」と申して記念する 聖なる事件です。



大預言者授洗の聖首



大聖授洗の致命

第八回、己れを捨つるゝと、及び義の爲に致命。

「義の爲に蒼逐（追害）せらるゝ者は福なり 天國は彼らの有なればなり。」

義の爲に迫害せらるゝ者とは、不虔者に眞理を告げて、其悪事と不義を責め、

之が爲に却て大に怒られ、怨まれ、憎まれて苦みに遣ひ、甚しきは生命を失ふが

如きものです。たとへば大聖なる授洗イオアンがイロドの不義を諫めて、獄に投

せられ、其上殺されたことなど、是であります。（此一項大聖正）

此條に於て、我らに訓ふるところは、常に義と善行に堅固なると、眞理と正

義を守つて變らないに由て世から禍と危きに迫らるゝことがあつても、剛毅不

抜の氣象を以て敵の暴と悪に對抗するに善の力と殊に己れを捨つるの決心

を以て、之に打勝つべきことであります。

茲に「己れを捨つる」とは、若も義の爲に必要であれば、たとひ此世で自分の

爲に氣に入らぬものでも、之を輕んずるといふ覺悟、若くは我は上帝の旨に逆らうよりは、寧ろ我が肉体に便利なるものを失はうといふ性行であります。此徳の至つて重大緊要であることは、ヘリストス 救世主の「人若し我に従はんと欲せば、己れを捨て、其十字架を負ひて我に従へ」とのお言に依て明かであります。(マタイの四十二)

併しながら我ら弱り果てた人間の爲には「己れを捨てる」といふとは、甚だむつかしくあります。故にすべからず左の眞理を記憶すべきです。
己れを捨つると、即ち自分の爲に大切な寶とするところのものを、義のため上帝の爲に犠牲に供するのは、一寸其場では損のように見えるけれども、此は實に小さな善よりも大きな善を求め、假の寶よりも眞の寶を愛するもので、どうで限りある一時のさいはひを捨てるのは、靈魂の永遠の救ひを失はないこのためである。聖福音經に所謂「蓋し己れの生命を救はんと欲する者は、之を失はん、

我の爲に己れの生命を失はん者は、之を救はん、蓋し人は全世界を得ることも、己れを失ひ、或は損は、何の益あらんや」と云てあります。(マタイの廿四、廿五、以上二) 斯く義の爲に迫害に遭ふて己れを捨てる者の爲に、主は「天國」を許約にいたしました。それは彼らは迫害に由て屢其所有を失ひ、一命さへ失ふものであるから、ちやうど神の貧しき者には天國の富をお約束になつたとほり、己れを捨てる者には、天國の生命をお約束になつて其會で失はれた所を償ひたまふのであります。

前の挿書に付ては、左に引くところの聖福音の言を讀めば、つまびらかであります。乃ち聖大預言者イオアン 授洗は、義の爲に迫害せられ、殺されて天國を得た大聖人であります。

「蓋しイロドは、其兄弟フリップの妻イロデアダの故に囚りて、イオアンを執へ、之を縛りて獄に入れたり、蓋しイオアンは彼に謂へり、汝は此婦を納る、

は宜しからずと。且つ之を殺さんと欲したれども、民を懼れたり、其之を預言者となせし故なり。適、イロドの誕生日に値り、イロデアダの女、席上に舞ひてイロドの喜びを得たり。故に彼に誓ひて、其求むる所に隨ひて之を與へんとを約せり。女は母の囑に因て曰へり、授洗、イオアンの首を盤に盛りて此に我に與へよと。王は憂ひたれども、誓の爲、又共に席座する者の爲の故に之を與へんことを命せり。乃ち人を遣はして、イオアンを獄に斬り、其首を盤に盛り、携へ來りて女に與へたれば、女は之を其母に携へたり。

(マタイ福音書十四の三—十一)

此に殺された聖イオアンは全く罪のないのに殺されたのです。たゞに罪のないばかりでなく、至つて心の清く行ひの正しい人でした。而して正殺の爲にイロドを諷めて、其爲に毒婦の怒りに觸れて此様な醜に罹つたのです。故に彼は天國に昇り、大聖人として全教會に尊ばれてゐます。けれども淫虐の男女、聖人殺しの淫男淫女等は地獄に墜り、永遠の罰を受けたに違ひありません。恐ろしいものでしやう。



者命致聖の初最
ンヲラス長祭輔

第九回、終りまで耐忍のと、及びハリストスの
爲に致命。

「人(の)我の爲に、汝らを誦り、塞逐(迫き)し、汝らのとを偽りて諸
の悪しき言を言はん時は、汝ら福なり、喜び樂めよ、天には汝ら
の賞多ければなり。」
(さいはひの九)

眞なる福の訓誡の最後は、ハリストス上帝の爲に迫害を受けて「終りに至る
まで忍ぶ者」のことであります。(四の十三) 凡そハリステアニンとして、ハリストスの
名の爲め、眞なる正教の爲めに、世から憎まれ、誘られ、世の所謂「忠孝家」より思
ひもよらぬ誣告を受け、或は逐出れ、或は冤を以て捕はれ、之が爲に、己が財産
も、名譽も、自由も、甚しきは生命をも奪はれて、其節操を失はず、ひたすら上帝を
讃揚げ、非常の忍耐を以て、自分をハリストスの旨に任ず者は、之を「表信者」及

び「致命者」と稱して、その神靈のために甚だ大なる福であります。なせなれば、すべての善行は上帝の愛の爲である所に、致命者のは、全く上帝を愛するの極點に達するものであるからです。故に此條の福については、特に「喜び樂めよ、天には汝らの賞は多ければなり」と勵まされてあります。凡そ善の爲めとハリストスの爲に、迫害を忍び受けて生命を捨て、また、其愛を表するものは、共に此特別最第一の福を享けて、光榮なる父の國に輝くことが出来ます。(マタイ五章十三の四十五)

前に挿んだのは、新約に於ける致命者のはじめ、輔祭長聖ステファンであります。此は曾て奇蹟の有た聖像からの寫しです。聖ステファンは、侃々としてハリストスの福音を傳へ、大にイウデヤの長老學士らを論破し、且つ上帝の能力を顯はすために奇蹟を行ひましたから、イウデヤ人らは、大にステファンを怨み憎んで、遂に彼をイエエルサリム城外なるイオササトの平地に引出して石を

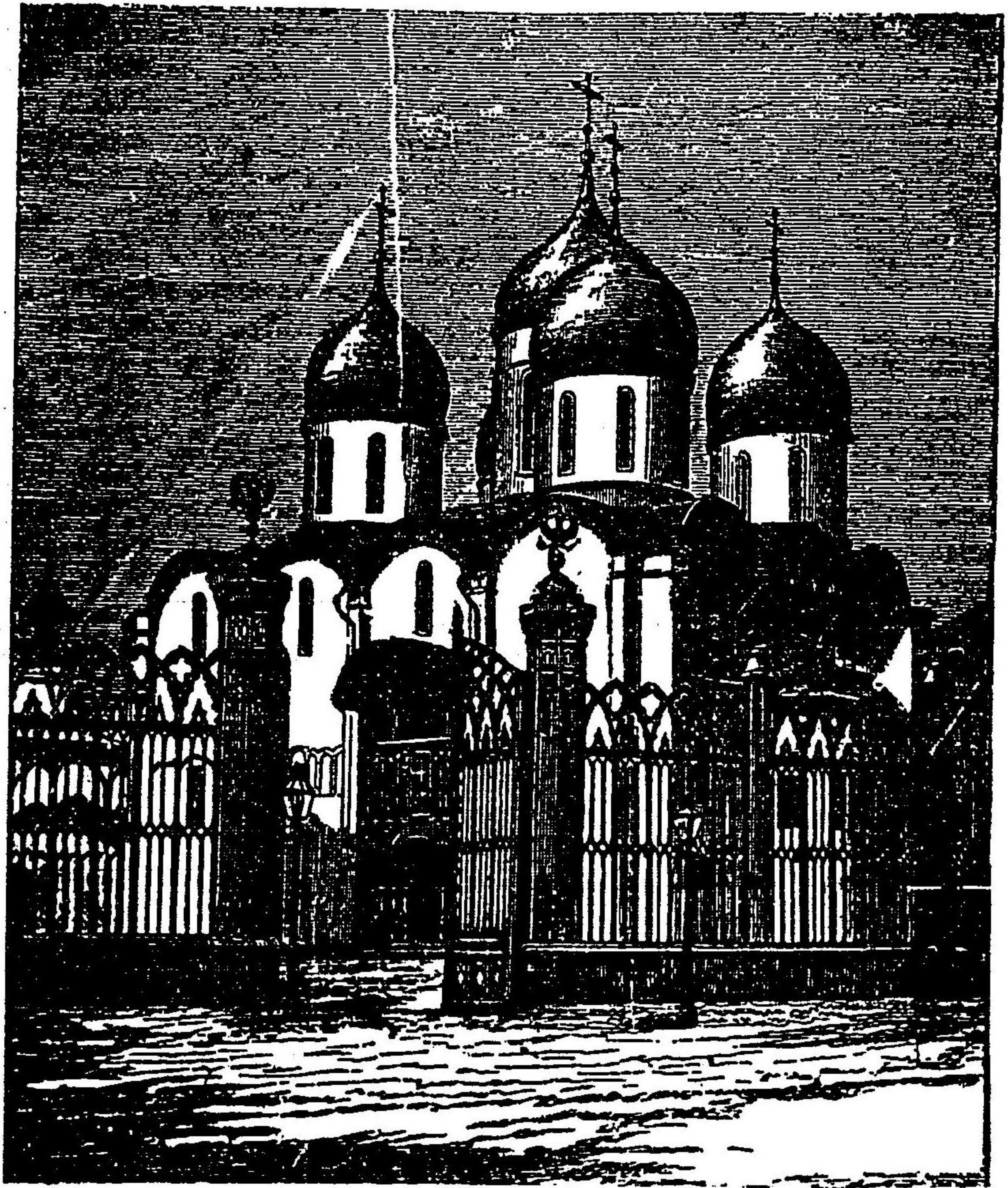
以て打殺しました。その殺される時にステファンは、從容として天を仰ぎ、祈りて「主イエスよ、我が靈魂を受けよ」と申しました。それから又膝を屈め、大きな聲で「主よ、是の罪を彼らに歸する母れ」と呼び、乃ち敵の爲に罪の赦しを祈つてつひに寝りました。(行傳八章の六) 此はハリストス降生三十四年の頃で、その後四百十五年の頃、一人の司祭が、上帝の啓示に由て、最初の聖致命者ステファンの聖不朽體を發見し、シオンの聖堂におさめたといふことであります。



〔補〕今は昔の様に「ハリスステアミン」を縛ったり牢に入れたりするとは、ない。今の世には腫れハリストスを信じたつらといつて斬たり殺したりする者はない。けれども迫害は、やはり有る。只昔の様な物体の上にはない。ついで、今も心靈の上には、いろいろな迫害がある。昔は野蠻の素面であつたが今は文明の假面を被つて来る。故に「ハリスステアミン」は一日もゆだんしてはならぬ。此れに

付て又、クロンシキットのイオアン父の既教に左の如く申されてある。

「今も義の爲、ハリストスの爲に汝らを誦り、迫害するところがあるが、曰く有り、且つ世の終りまで有らん、それは上帝の國は未だ全力を以て多くの者の爲に來ないからである。不敬虔不義は尚ハリストス教者の社會にさへ多い。……今や彼は己が時の機時もないのを知て（黙示、十二の十二）正教を信する者に益々暴威を逞うする。唯彼が今の人々を迫害するや、拷問や刑罰を以てせず、乃ち不信仰と、偽開化を以て、……妄にハリストス教の眞理を認めないを以て、……或は誦り、嘲り、聖人又は聖物に對する嘲り、悪口、或は傲慢なる不注意と輕蔑を以てする。彼らは今敬虔なる人々を呼んで偽聖人時勢後れの人とする、彼らはハリストス教を稱して愚夫愚婦の教となす、……けれども、須らく迫害と嘲りと誦りを忍耐せよ、但無言者ではいけない、自分の信仰に付て答を與へよ云々」。



モスクワの生女神就寢本聖堂

〔第五章〕 教會に對する善行。



リスティアニンが、教會に對する善行は、即ち上帝に對する善行です。何となれば、ハリストスの教會は、上帝が自ら其血を以てお立になつた聖なる團體で、即ち我らの救ひの爲めにお立てになつた恩寵の寶殿であるからです。而して又賢明なるキプリアンのいふてをるとほり「教會を母と爲さるものは、上帝を父と爲す能はざる」次第であるからです。福アウグスタンも「凡そ教會と關係を絶つ者はたとひ其行ひの賞むべき者あるも、ハリストスと體合を破る一褻瀆の爲めに生命(眞正の生命)を有つを得ず、上帝の怒りは常に其上に在り」と申してゐます。それよりも第一、上帝の言に「教會に聽かずば、汝の爲には異邦人と税吏の如くなるべし」と有て(マテウイ十)何より明かに、我ら信者は、上帝を愛するためには、どうしても教會に從屬して其誠命を聽くべきことを示されてお

ります。
 然れば今我らは、ハリストス正教の大意を述べに當り、先づ上帝の誠命を以てはじめ、茲に教會の誠命を以てをはるのは、もつとも、適當と思ひます。上帝が神學者聖イオアンにお告げになつたお言に「我はアリファ及びラメガ、始め及び終なり」と仰せられてあります。(黙示一)それで世界も、萬物も、我らの生命も、其他皆、上帝を以てはじめられ、而して我らが終りの目的も、最後の望みも、一に上帝にあるばかりです。故に以上の誠命を讀んだ兄弟姉妹らは、茲に教會の誠命をも、よく守つて、其終りを全うすることを慮らなければなりません。

あるとほり、我が國の五十音で「ア」はじめて「カ」なはりであるのは、偶然の暗合であらうが、亦一音であります。

借 これから、教會の誠命を掲ぐるに、其重なるものは左の九ヶ條であります。

教會の誠命九ヶ條

第一條 各々主日(日曜日)と祭日と晚課 毎に 聖堂(若くは教會所)に至り、痛心安和にして祈禱し、聖書の朗讀と、説教を謹聽すべし。(参考 行實一の十三、二の一、ルカ十八の一七)

教會の祭日は、祭の祭なる ハリストスの 復活の外、都合十二あります、即ち

- 一、至聖なる生神女の誕生、……………九月廿一日。
- 二、至聖なる生神女の進堂、……………十二月四日。
- 三、至聖なる生神女の福音、……………四月七日。
- 四、ハリストスの至聖なる降誕、……………一月七日。
- 五、主の迎接、(又主の進堂)、……………二月十五日。
- 六、上帝の現はれ、即ち主の洗禮、……………一月十九日。
- 七、主の變容、(又顯榮)、……………八月十九日。

八、主のイエルサリムに入城、(即ち枝の主日)……………受難週間の前主日。
 ○、光明なるハリストスの復活(即ち主のバスヘ)……………卷分の満月後第一の主日。
 九、主の昇天……………復活から四十日目。
 十、聖神の降臨、(即ち五旬節)——至聖三者……………昇天から十日目。
 十一、至聖なる生神女の寝り……………八月廿八日。
 十二、尊くして生命を施す主の十字架の擧げ……………九月廿七日。
 ハリストスの復活と十二大祭は、此れだけでありますが、此外にも、教會の祝祭は、まだ多くあります。しかし今、我が日本の教會で行はれてゐるのは、右の外には左の五つであります。

- 一、主の割禮……………一月十四日。
- 二、授洗 聖大預言者イオアンの致命……………九月十一日。
- 三、聖使徒ペトルとパウルの……………七月十二日。

- 四、聖ニコライの記憶……………五月廿二日。
- 五、至聖なる生神女の守護……………十月十四日。

第二條 教會に定むる四期と四六と或祭日の齋を守るべし。

四期の齋とは、ハリストス降誕の前と復活前の大ものいみと、聖使徒の齋と上帝の母寝りの前であります。或祭日の齋は、聖十字架の擧げられし祭と、授洗イオアンの致命祭に於てです。四六の齋は、毎週水曜日と金曜日であります。

併し是には例外の有て、ハリストスの降誕から上帝の現はれ(主の洗禮)までの間と、光明の週間と、五旬節後の一週間と、「満ちの週間」即ち「預告」若くは「較勝の週間」と名づくる期日は、四六に當つても齋をなさぬことになつてをります。

第三條 教會の聖役者に服従し、殊に自分の本神父に當然の尊敬を表し、之に就て救ひに關する勸説を受くべし。

(ヨリソフ前四の一、九の十三、十四、ソレン)
(前五の十三、十四、サヨフエイ前五の十七)

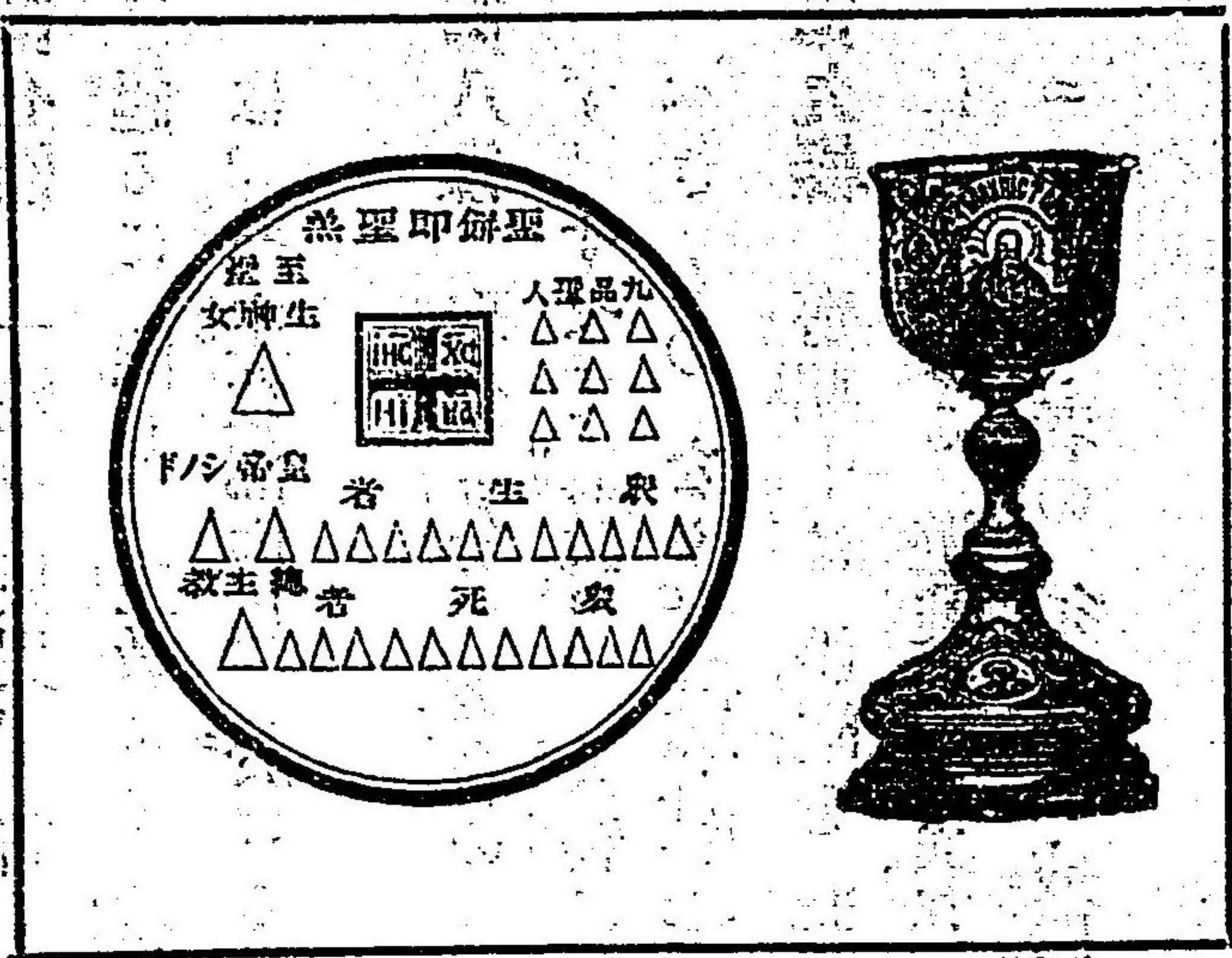
第四條 毎年四回、痛悔して聖體を領け、若し事故の繁忙なる者も、年に少くも一回は必ず此機密を領くべし。特に或病者に在ては聖傳機密を願ふべし。



痛悔機密の圖

第五條 聖書と學問について未熟なる者は、異端者の作りし邪書を讀む可らず、又褻瀆の教を聽く可らず、彼らと交通を親密になす可らず。(聖傳一の十二)

第六條 皇帝の尊榮と政府の爲め、其他生ける者の爲に平安と



(聖傳機密の爲に) 救ひを祈り、及び教會聖務の尊長者と、神品の爲に至仁の主の祈るべし。又殊に信者にして死せし者の爲には、其諸罪の赦しを祈り、異教人、異端者と岐教人の爲には、彼らと未だ死せざる中に歸正せんを祈るべし。

(サヨフエイ前二の)
(一から四まで)

第七條 一般の災異、若くは國家の變亂、其他緊急なる要件の起るに際し、主教より特に齋と祈禱を命ぜらるゝとあれば、其主教部内に於ける信者たる人民は、之を遵守すべし、

(行實十二)の五

第八條 聖金及び教會の所有物は、俗人が侵領私用するを得ず。すべて教會の公物に關しては、神品に於て謹嚴に處理すべきものなり。(行實十一)の廿九、卅一

第九條 齋期中は婚配を避け、并に遊戯の場所に行く可らず。殊に猥褻なる遊興と異邦の蠻風については、正教のハリスティアニシテ者須らく戒嚴防衛すべきところなり。

(以上「教會の誠命九條」は「正教の宗門」上)の八十七から九十五までに見えてなります)